

第3期桑折町 子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)

素 案

令和7年3月現在
桑折町

表紙ウラ（白紙）

はじめに

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画の背景	1
2. 計画の趣旨	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	4
5. 策定体制	4
第2章 桑折町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1. 桑折町の人口と世帯の状況	5
2. 桑折町における保育等サービスの状況	14
第3章 計画の基本的な考え方	37
1. 基本理念	37
2. 基本的な視点	37
3. 施策体系	38
第4章 分野別施策の展開	40
1. 子どもの人権の尊重	40
(1) 子どもの権利擁護の推進	40
(2) 児童虐待防止対策の推進	42
(3) 困難に直面する子どもへの支援	43
2. 母子の健康の確保及び増進	44
(1) 妊娠・出産期の支援	44
(2) 健康・保健教育の推進	45
(3) 子ども医療の支援	47
3. 地域における子育て支援の充実	48
(1) 子育て支援サービスの充実	48
(2) 子育て支援のネットワークづくり	50
4. 子どもの生きる力の育成	51
(1) 次代の親となる教育の推進	51
(2) 教育環境の整備	52
(3) 家庭や地域の教育力の向上	54
5. 子育てを支援する安全・安心なまちづくり	55
(1) 子育てを支援する生活環境の整備	55
(2) 子どもの安全の確保	56
6. 仕事と家庭生活の両立支援の推進	57
(1) 仕事と子育ての両立の支援	57
(2) 多様な働き方の実現及び働き方の見直し	58
(3) 家族の時間の確保・充実の推進	59

7. 特に支援が必要な子どもや家庭への支援.....	60
(1) 障がい児支援の充実.....	60
(2) ひとり親家庭への支援.....	61
(3) 子どもの貧困対策の推進.....	61
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込みと確保策.....	63
1. 子ども・子育て新制度の給付・事業について.....	63
(1) 給付と事業の全体像.....	63
(2) 保育の必要性の認定について.....	64
(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	65
2. 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期.....	66
(1) 量の見込み.....	66
(2) 提供体制の確保の内容及びその実施期間.....	67
(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の促進に関する体制 の確保の内容.....	67
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策.....	68
第6章 計画の推進.....	77
1. 計画の推進体制.....	77
2. 計画の進行管理.....	77
(1) 推進状況の評価・点検.....	77
(2) 計画の推進状況の公表.....	77
資 料 編.....	78
1. 計画策定の経過.....	78
2. 桑折町子ども・子育て会議条例.....	79
3. 桑折町子ども・子育て会議委員名簿.....	80

目次ウラ（ページ調整の白紙）

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の背景

我が国の少子化は進行の一途をたどっており、令和5年の合計特殊出生率は1.14と前年の1.18を下回るなど、子ども数の減少が依然として続いています。核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、待機児童の問題、貧困の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しく、社会全体で子どもや子育て家庭を支援していくことが必要です。

少子化対策として、国においてはこれまで、平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づいた市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」策定の義務付けなどをはじめ、様々な取り組みを展開してきました。平成27年度にスタートした「子ども子育て支援新制度」は開始から10年が経過しましたが、少子化の流れに歯止めはかかっていない状況です。

そのような中、令和4年6月、社会全体で子ども施策を総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本として「こども基本法」が成立しました（令和5年4月1日施行）。令和5年4月には、「こどもまんなか社会」の実現を目的として「こども家庭庁」が発足し、子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなりました。同年12月には、こども基本法に基づき、政府全体のこども施策の基本方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されるなど、国の取り組みが精力的に進められています。令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、対象年齢が18歳まで引き上げられました。また、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されたほか、「ヤングケアラー」については、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっています。

2. 計画の趣旨

本町では、「子ども・子育て支援新制度」への対応を主としつつ、町民ニーズへのさらなる対応や地域、社会全体での協働の取り組みの推進を目指し、平成27年3月に「桑折町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策に計画的に取り組んできました。令和2年度からの「第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画」では、全ての子どもが安定して教育・保育を受けられるような環境づくり、子育てしやすい町づくりに努めてきたところです。

令和7年度からの「第3期桑折町子ども・子育て支援事業計画」では、共働き家庭の増加への対応や、子育てに不安や負担を抱える家庭への支援、こどもの居場所づくりなどをより一層推進し、全ての子どもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、町民ニーズや社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、子育て環境の充実を目指していきます。

用語の定義

児童福祉法、学校教育法等において、子どもに関する用語の定義がそれぞれ法律によって異なることから、本計画において、本町独自で用語を定義しています。

子どもについて

- ・「子ども」:0歳から18歳までの子ども全般をいう。
- ・「乳幼児」:0歳から6歳までの未就学の子どもをいう。
- ・「児童」:小学生から高校生までの子どもをいう。
- ・「幼児期の学校教育」:幼稚園や認定こども園の教育利用をいう。

但し、公表している事業名や条文等に記載されている用語については、そのまま使用しています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、今後進める子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すとともに、国から示された基本指針に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、それらの提供体制を定めます。

また、令和6年5月の法改正により次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和17年(2035年)3月31日まで延長されたことで、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置づけるとともに、児童福祉法第56条の4の2に基づく「市町村整備計画」及び国の「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」の内容を含む計画としています。

さらに、桑折町総合計画「献上桃の郷こおり未来躍動プラン」を上位計画とし、子どもの福祉や教育に関する他の計画や県の計画等とも整合を図り、調和を保った計画としています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

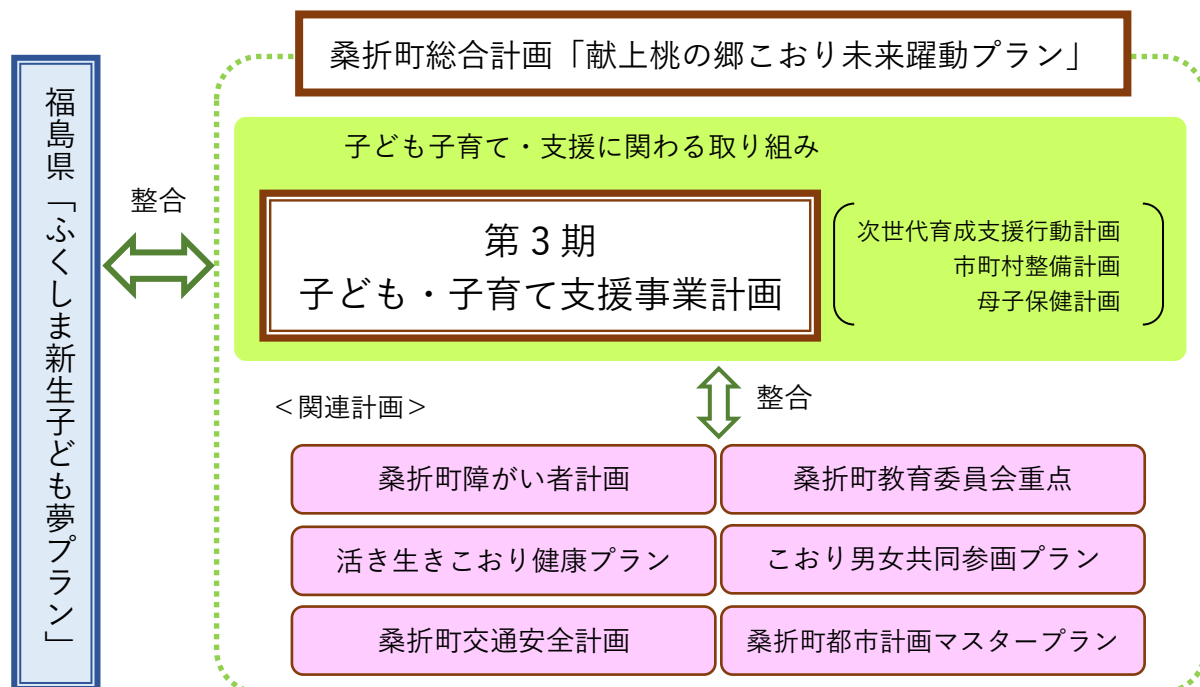
(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

【児童福祉法（抜粋）】

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

<他計画との関係>



4. 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、5 年を1期とするものとされています。本計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

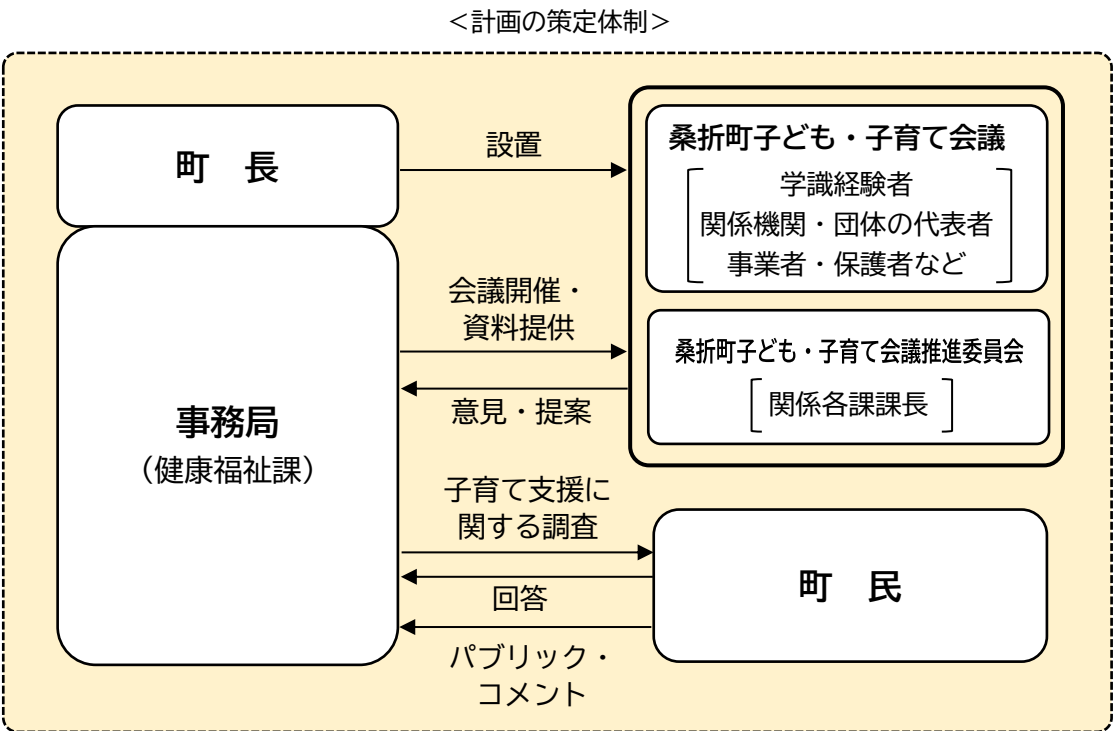
令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度
第2期	第3期子ども・子育て支援事業計画					第4期
点検・評価 計画改訂	点検・評価	点検・評価	点検・評価 中間評価	点検・評価	点検・評価	点検・評価 計画改訂

5. 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体の代表者、事業者・保護者などの代表からなる「桑折町子ども・子育て会議」において、本町の子ども・子育てに関する施策について審議を行い、計画を策定しました。

また、本計画の基礎資料とすることを目的として、令和6年2月に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

さらに、計画の素案については、町のホームページに掲載するなどの方法で、パブリックコメントを実施し、町民の皆様からご意見をいただきました。



第2章 桑折町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 桑折町の人口と世帯の状況

(1) 総人口と総世帯の状況

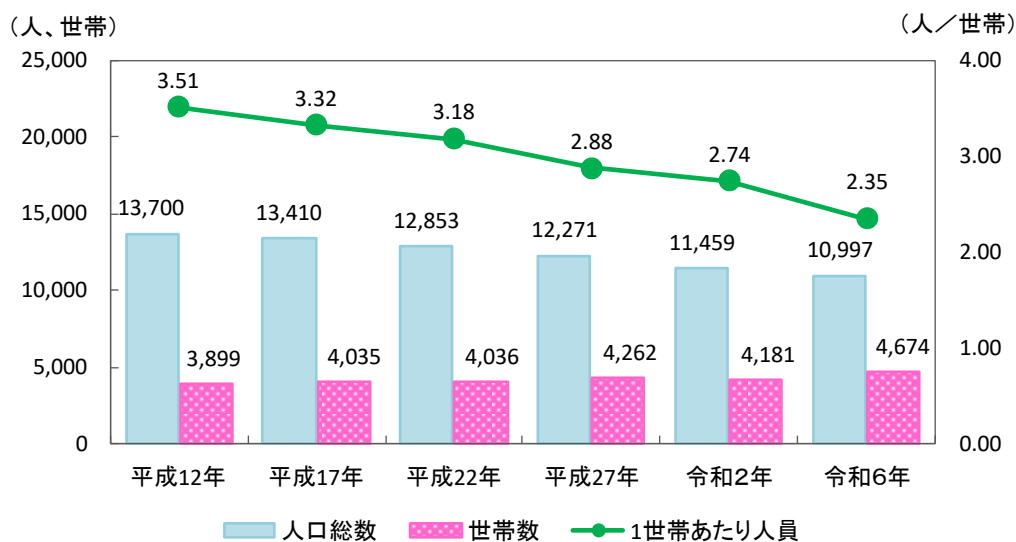
本町の人口は令和6年9月30日現在10,997人で、減少が続いています。世帯数は平成27年にかけて微増傾向で推移し、令和2年に減少に転じました。住民基本台帳によると、令和6年の世帯数は4,674世帯、一世帯当たりの人数は2.35人と、世帯の少人数化が進んでいる状況です。

＜人口と世帯数の推移＞

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
人口総数	13,700	13,410	12,853	12,271	11,459	10,997
男性	6,354	6,066	5,829	5,621	5,491	5,367
女性	7,056	6,787	6,442	6,153	5,968	5,630
世帯数	3,899	4,035	4,036	4,262	4,181	4,674
一世帯当たりの人数	3.51	3.32	3.18	2.88	2.74	2.35

(人、世帯)

資料：国勢調査（平成12年～令和2年）※世帯数は一般世帯
住民基本台帳（令和6年9月30日現在）



(2) 年齢3区分人口の推移

住民基本台帳によると、令和6年9月30日現在、本町の15歳未満の年少人口は1,075人、15～64歳の生産年齢人口は5,769人、65歳以上の高齢人口は4,153人となっています。年少人口比率は9.8%である一方、高齢人口比率は37.8%と、高齢人口が年少人口の約4倍となっています。

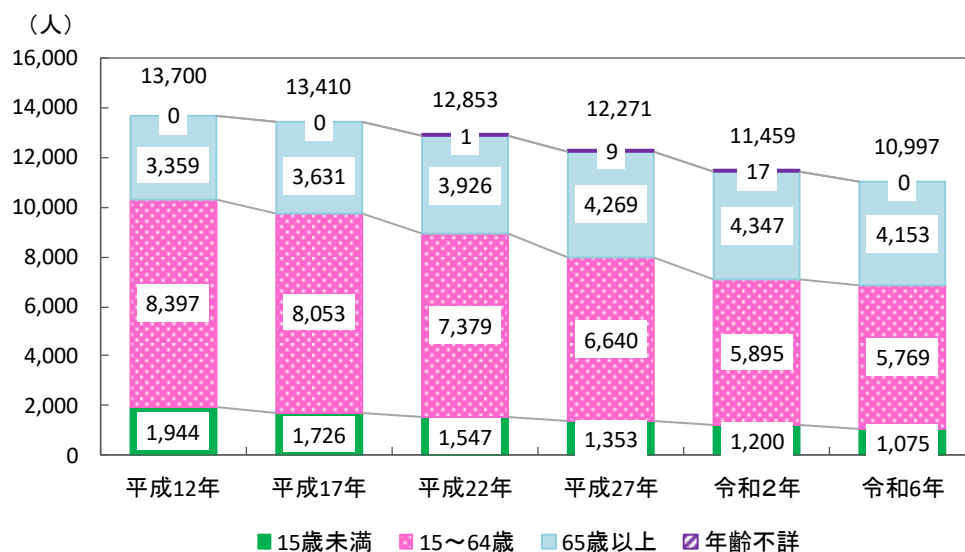
年齢3区分の人口構成の推移をみると、令和6年の年少人口割合は9.8%と平成12年の14.2%から4.4ポイント減少しているのに対し、高齢人口割合は、平成12年の24.5%から令和6年は37.8%と13.3ポイント増加しており、少子高齢化が進んでいます。

<年齢3区分人口構成の推移>

(人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
総人口	13,700	13,410	12,853	12,271	11,459	10,997
年少人口 (15歳未満)	1,944	1,726	1,547	1,353	1,200	1,075
割合	14.2%	12.9%	12.0%	11.0%	10.5%	9.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	8,397	8,053	7,379	6,640	5,895	5,769
割合	61.3%	60.0%	57.4%	54.2%	51.5%	52.5%
高齢人口 (65歳以上)	3,359	3,631	3,926	4,269	4,347	4,153
割合	24.5%	27.1%	30.5%	34.8%	38.0%	37.8%
年齢不詳	0	0	1	9	17	0

資料：国勢調査（平成12年～令和2年）
住民基本台帳（令和6年9月30日現在）



(3) 人口動態の推移

令和元年から令和5年までの本町の人口動態をみると、自然動態は死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。社会動態は令和3年以降、転入が転出を上回る社会増に転じています。自然動態と社会動態を加算した人口動態では、人口減が続いています。

<人口動態の推移>

(人)

	人 口						
	自然動態			社会動態			
	出 生	死 亡	自然増減	転 入	転 出	社会増減	人口増減
令和元年	48	217	-169	316	363	-47	-216
令和2年	50	210	-160	357	364	-7	-167
令和3年	55	227	-172	351	325	26	-146
令和4年	56	255	-199	322	318	4	-195
令和5年	37	233	-196	301	280	21	-175

資料：福島県現住人口調査年報

(4) 世帯類型等の推移

国勢調査によると、本町の令和2年の一般世帯数の合計は4,181世帯で、単独世帯が1,014世帯、核家族世帯が2,331世帯、3世代世帯が558世帯となっています。平成22年からの構成割合の推移をみると、3世代世帯が減少し、単独世帯と核家族世帯が増加しています。

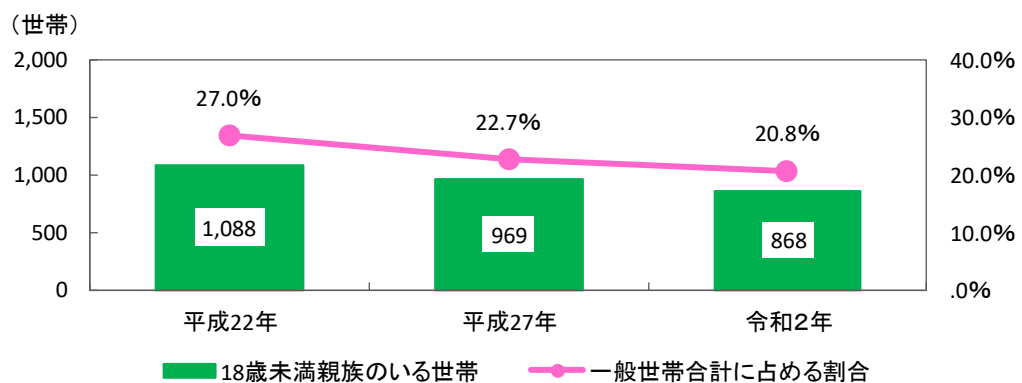
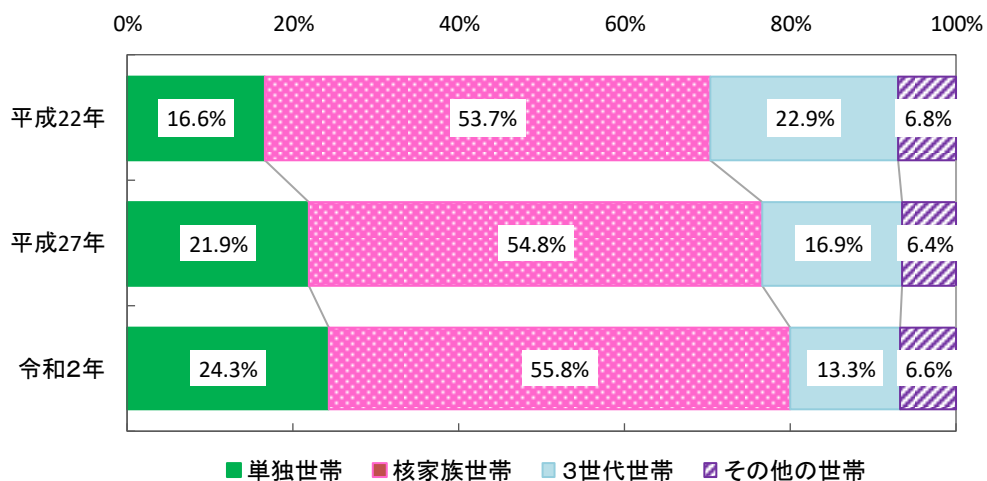
18歳未満の親族のいる世帯数は、令和2年では868世帯、一般世帯合計に占める割合は20.8%で減少傾向が続いています。

<世帯類型等の推移>

(世帯、%)

	平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単 独 世 帯	669	16.6%	935	21.9%	1,014	24.3%
核 家 族 世 帯	2,168	53.7%	2,336	54.8%	2,331	55.8%
3 世 代 世 帯	923	22.9%	719	16.9%	558	13.3%
その他の世帯	276	6.8%	272	6.4%	278	6.6%
合計（一般世帯）	4,036	100.0%	4,262	100.0%	4,181	100.0%

資料：国勢調査



(5) 女性の就業状況

我が国の女性就業率は、女性が出産・子育て期に当たる年代に仕事を離職することで一旦低下し、育児が落ち着いた時期に就業することで再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描きます。

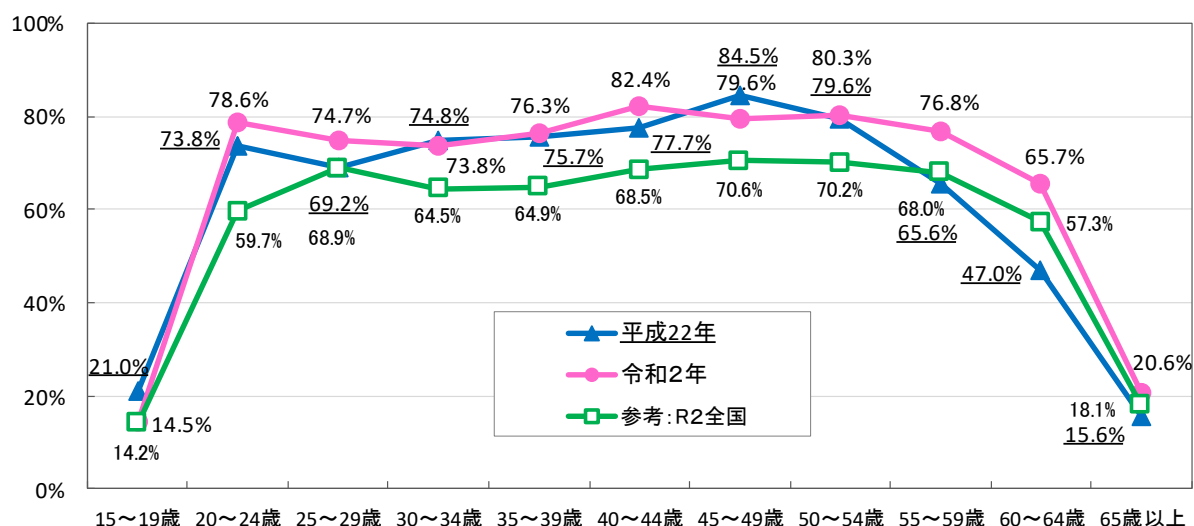
国勢調査によると、本町の年齢別にみた女性の就業率の傾向は、平成22年と令和2年を比較すると、平成22年はM字カーブの谷が20代後半に現れていましたが、令和2年は30代前半に現れています。平成22年と比べて全体的に仕事をしている人が多くなっており、50代以降も働く人が増えています。また、令和2年の全国値と比較すると、いずれの年代も本町の女性就業率が高くなっています。

＜女性の就業者数の推移＞

(人)

年齢区分	平成22年			平成27年			令和2年		
	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合
15～19歳	67	319	21.0%	54	272	19.9%	35	241	14.5%
20～24歳	206	279	73.8%	155	216	71.8%	151	192	78.6%
25～29歳	198	286	69.2%	186	243	76.5%	124	166	74.7%
30～34歳	255	341	74.8%	210	275	76.4%	166	225	73.8%
35～39歳	281	371	75.7%	269	343	78.4%	213	279	76.3%
40～44歳	272	350	77.7%	282	353	79.9%	280	340	82.4%
45～49歳	310	367	84.5%	283	345	82.0%	289	363	79.6%
50～54歳	317	398	79.6%	297	361	82.3%	281	350	80.3%
55～59歳	342	521	65.6%	292	411	71.0%	281	366	76.8%
60～64歳	249	530	47.0%	284	523	54.3%	259	394	65.7%
65歳以上	353	2,268	15.6%	387	2,425	16.0%	504	2,450	20.6%
合計	2,850	6,030	47.3%	2,699	5,767	46.8%	2,583	5,366	48.1%

資料：国勢調査



(6) 配偶関係の状況

本町の20代、30代の未婚率をみると、男女ともに20～24歳、25～30歳の層は増加傾向で推移しています。令和2年は男性30～34歳は54.0%が未婚となっていますが、35～39歳は37.5%となっており、晩婚化の傾向が続いていることがうかがえます。女性は、30～34歳、35～39歳の層が減少傾向で推移しており、令和2年は30～34歳が36.0%、35～39歳の層が26.2%となっています。

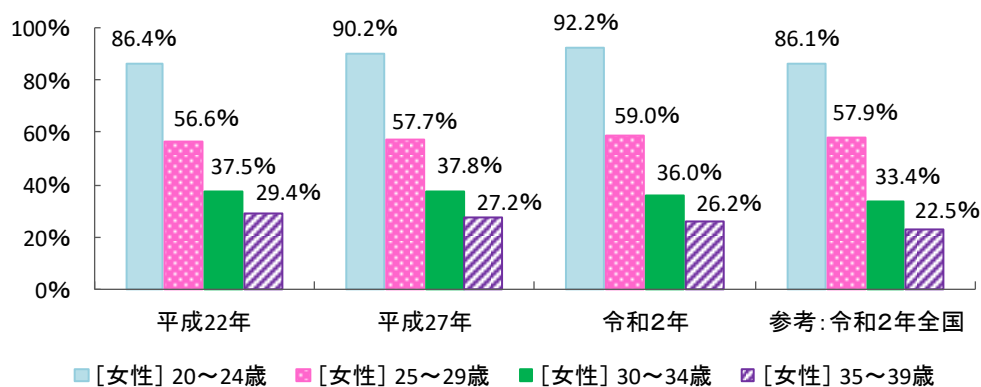
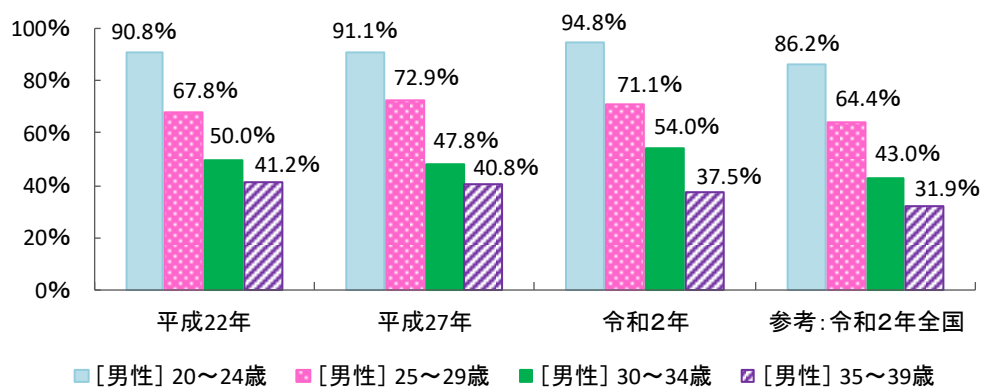
令和2年の全国値と比較すると、男女ともにいずれの年代もの未婚率が全国平均を上回っています。

<未婚者数の推移>

(人)

性別	年齢区分	平成22年		平成27年		令和2年	
		人数	未婚の割合	人数	未婚の割合	人数	未婚の割合
男性	20～24歳	208	90.8%	194	91.1%	164	94.8%
	25～29歳	194	67.8%	172	72.9%	155	71.1%
	30～34歳	170	50.0%	133	47.8%	134	54.0%
	35～39歳	153	41.2%	138	40.8%	110	37.5%
女性	20～24歳	241	86.4%	194	90.2%	177	92.2%
	25～29歳	162	56.6%	139	57.7%	98	59.0%
	30～34歳	128	37.5%	104	37.8%	81	36.0%
	35～39歳	109	29.4%	93	27.2%	73	26.2%

資料：国勢調査



(7) 出生数・出生率・合計特殊出生率の推移

本町の出生数の推移をみると、令和2年から令和3年にかけて増加したものの、令和5年の出生数は38人と減少しました。令和5年の本町の出生率（人口千人あたりの出生数）は3.5で、全国や県の平均値を下回る状況が続いています。

合計特殊出生率は、令和元年から令和4年にかけて上昇しましたが、令和5年は0.96となっています。

<出生数と出生率の推移>

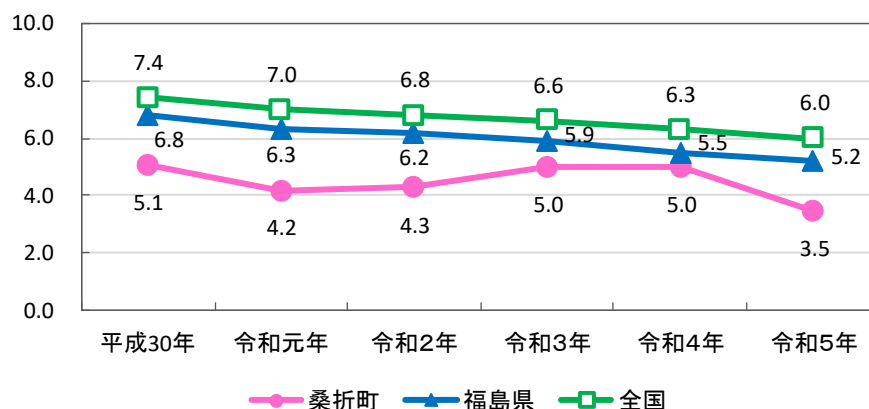
(人、人／千人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	61	49	49	56	56	38
出生率	5.1	4.2	4.3	5.0	5.0	3.5
参考) 福島県	6.8	6.3	6.2	5.9	5.5	5.2
参考) 全 国	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3	6.0

資料：人口動態統計（確定数）の概況

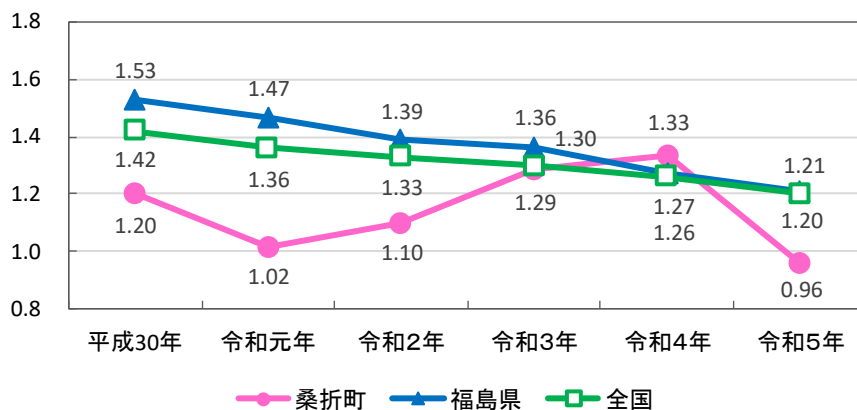
<出生率の推移>

(人／千人)



<合計特殊出生率の推移>

(人)



資料：健康福祉課資料、(全国及び福島県は)人口動態統計（確定数）の概況

(8) 児童人口の推移

本町の0～11歳の児童人口については、令和6年9月30日現在で833人でした。令和2年以降の推移をみると、年代によって差がありますが、全体的に減少傾向となっています。

<児童人口の推移>

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	45	60	55	36	53
1歳	65	50	65	58	41
2歳	72	68	52	71	60
3歳	65	75	72	51	74
4歳	77	63	74	71	54
5歳	74	78	64	77	74
6歳	102	74	75	62	77
7歳	73	101	76	77	66
8歳	83	74	104	75	77
9歳	80	85	74	105	78
10歳	72	81	87	76	102
11歳	93	73	80	86	77
12歳	93	93	73	81	87
13歳	107	93	93	73	81
14歳	89	108	92	92	74
15歳	96	91	107	90	106
16歳	108	95	88	109	115
17歳	110	109	95	87	117
18歳	117	104	104	90	88
0～2歳合計	182	178	172	165	154
3～5歳合計	216	216	210	199	202
6～8歳合計	258	249	255	214	220
9～11歳合計	245	239	241	267	257
0～11歳合計	901	882	878	845	833
0～18歳合計	1,621	1,575	1,530	1,467	1,501

資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

(9) 児童人口の将来推計

住民基本台帳に基づき、「コーホート変化率法」により将来人口を推計しました。0～11歳の
の本町の児童人口は、令和7年には817人で、令和11年には730人になる見込みです。

<計画年間の児童人口の推移（推計）>

(人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	46	44	44	44	43
1歳	57	50	48	48	48
2歳	44	61	53	52	51
3歳	60	44	62	53	53
4歳	76	62	46	64	55
5歳	56	78	64	47	66
6歳	73	56	78	64	46
7歳	80	77	59	82	67
8歳	66	80	76	59	81
9歳	79	67	82	79	59
10歳	78	79	67	82	78
11歳	102	78	79	67	83
12歳	78	103	79	79	68
13歳	87	78	103	79	79
14歳	81	87	78	103	79
15歳	81	88	95	83	111
16歳	121	94	103	111	94
17歳	121	127	99	108	116
18歳	114	118	124	97	106
0～2歳合計	147	155	145	144	142
3～5歳合計	192	184	172	164	174
6～8歳合計	219	213	213	205	194
9～11歳合計	259	224	228	228	220
0～11歳合計	817	776	758	741	730
0～18歳合計	1,500	1,471	1,439	1,401	1,383

※「コーホート変化率法」とは、同じ年（同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

2. 桑折町における保育等サービスの状況

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、その区域ごとに需要の指標となる量の見込や確保策を設定することが定められています。

本町では、保育所の機能については、令和7年度から民設民営による「幼保連携型認定こども園」に完全移行しました。幼稚園は町内に1園が設置されています。

さらに、小学校は地区ごとに4校、中学校は町内に1校が設置されています。このため、本町では教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を全町一地区と設定します。

<本町の教育・保育提供区域>

提供区域名	区域面積	幼保連携型 認定こども園	幼稚園	小学校	中学校
町全域	42.97 km ²	1か所	1か所	4か所	1か所

(2) 幼稚園・認定こども園の状況

本町では、幼稚園と幼保連携型認定こども園において、乳幼児の受入れをしています。待機児童ゼロの堅持はもとより、小学校への円滑な接続のため、それぞれの園の特色を活かした教育・保育を実施しています。

○幼稚園の教育時間については、平日午前8時から午後1時30分まで実施しています。また、親の就労等の理由により家庭で保育を受けられない園児を対象に、平日は午前7時30分から午前8時までと幼稚園降園後から最長で午後7時まで預かり保育を実施しています。土曜日、長期休業中等は午前7時30分から午後7時まで実施しています。また、一時的に保育が必要となった場合の臨時預かり保育も実施しています。

○認定こども園については、月曜日から土曜日の最長午前7時から午後7時まで保育を実施しています。また、一時的に保育が必要となった場合の臨時預かり保育も実施しています。

【保育所・こども園・幼稚園】

名 称	対 象	定員(人)	所在地
醸芳保育所 ※令和6年度まで	生後2か月～2歳児	120	桑島三 11 番地の 21
こおり青空こども園 ※令和7年度から	0～5歳児	195 (0～2歳120人、 3～5歳75人)	東段 30 番地の 4
醸芳幼稚園	3～5歳児	175	桑島三 11 番地の 24

【入所・入園者数の推移】 ※各年5月1日現在

(人)

名 称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
醸芳保育所	97	89	96	102	94
醸芳幼稚園	221	230	210	200	192

【幼稚園の預かり保育利用者数の推移】

(人)

名 称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	139	153	153	151	151
年間延人数	1,763	1,875	1,858	1,881	
月平均	147	156	155	157	

【幼稚園の臨時預かり保育利用者数の推移】

(人)

名 称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延人数	135	160	128	151	
月平均	11	13	11	12	

(3) 放課後児童保育

親の就労等の理由により家庭で保育を受けられない児童を対象に、小学校下校後（長期休業中は午前7時30分）から最長で午後7時までの放課後児童保育を各学校区で実施しています。また、一時的の保育が必要になった場合の臨時放課後児童保育も実施しています。

【放課後児童クラブ】

名 称	定員(人)	所在地	対象学校
桑折児童館 ・こおり児童クラブ ・こおり第2児童クラブ	90	桑島三 2 番地の 7	醸芳小学校
むつあい子どもクラブ	30	大字成田字小峯 14 番地	睦合小学校
はんだ子どもクラブ	40	大字南半田字八反田 5 番地の 1	半田醸芳小学校
だんざき子どもクラブ	30	大字下郡字下郡前 4 番地の 2	伊達崎小学校

【民間放課後児童クラブ】

名 称	定員(人)	所在地	対象学校
キッズハウスぐらんま	35	桑島一 6 番地の 4	醸芳小学校

【利用者数の推移】 ※各年 4 月 1 日現在

(人)

名 称	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
低学年	130	143	137	125	126
高学年	32	46	47	55	64
合計	162	189	184	180	190
年間延人数	1,844	2,146	2,019	1,988	
月平均	153	179	168	167	

【臨時保育利用者数の推移】

(人)

名 称	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年間延人数	286	226	259	216	
月平均	25	19	21	18	

※「利用者数推移」については町立放課後児童クラブのみの数値

3. ニーズ調査からみた桑折町の子育て環境

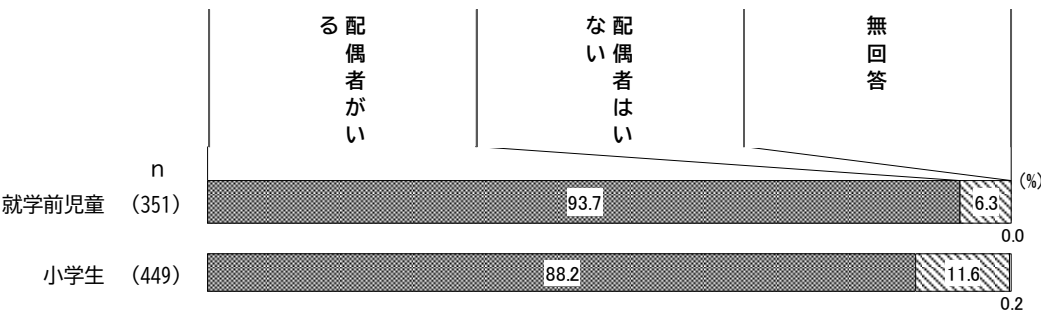
本計画の策定に当たって、保育・教育・子育て支援の充実を図り、子育てを行っている家庭の現状及びニーズを的確に把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和6年2月に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

	平成30年調査		令和6年調査	
調査対象	桑折町に居住する就学前児童の保護者	桑折町に居住する小学生の保護者	桑折町に居住する就学前児童の保護者	桑折町に居住する小学生の保護者
対象者数	361名	409名	424名	496名
調査方法	○就学前児童の保護者に対しては、保育所・幼稚園を通じた配布・回収及び施設未利用者に対しては郵送による配布・回収 ○小学生の保護者に対しては、小学校を通じた配布・回収			
調査時期	平成30年11月		令和6年2月	
回収結果	有効回収数：316件 (有効回収率87.5%)	有効回収数：382件 (有効回収率93.4%)	有効回収数：351件 (有効回収率82.8%)	有効回収数：449件 (有効回収率90.5%)

(1) 保護者の状況について

① ひとり親世帯

・アンケートで「配偶者はいない」と回答したひとり親世帯については、就学前児童では6.3%が小学生では11.6%となっています。



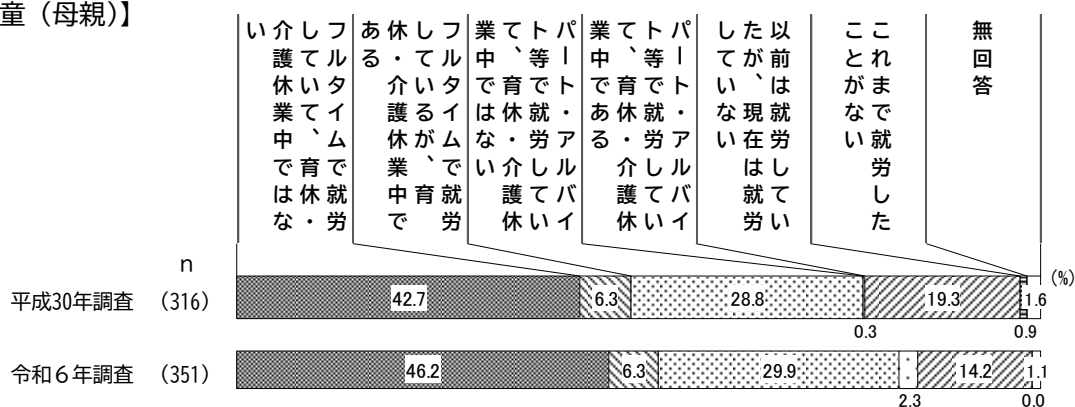
まとめ

子育て世帯の約1割がひとり親世帯となっています。ひとり親世帯は子育ての負担が大きいことから、安心して子育てができるよう、経済的支援、就業支援、子育て生活支援などの総合的な支援を実施していく必要があります。

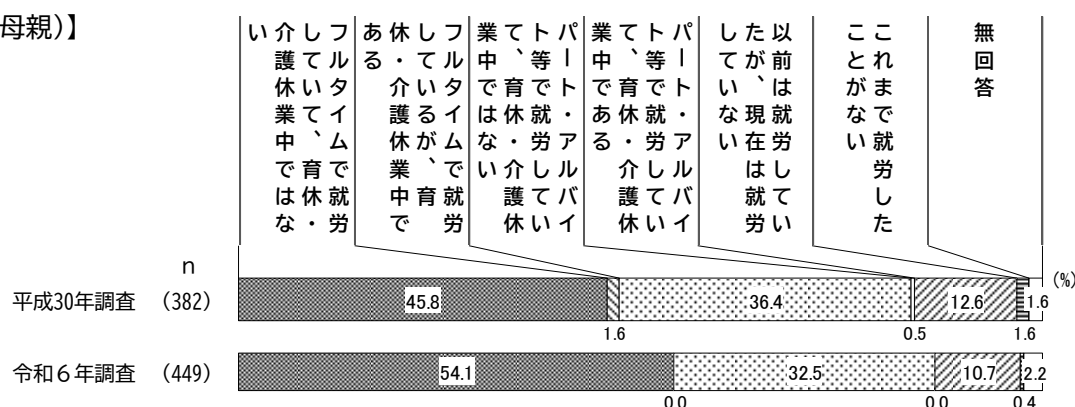
② 保護者の就労状況

- ・保護者の就労状況（育休中等を含む）をみると、父親については約9割がフルタイムで就労しており、就学前児童は93.5%、小学生は88.8%となっています。
- ・母親については8割以上が就労しており、就学前児童は84.7%、小学生は86.6%となっています。就労形態は、就学前児童・小学生ともにフルタイムが5割、パート・アルバイト等が3割となっています。
- ・前回調査と比べ、母親のフルタイムの割合は就学前児童では3.5ポイント、小学生では6.7ポイント上昇しました。
- ・母親の就労日数（1週当たり）をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」（77.1%、78.9%）が最も多くなっています。
- ・母親の出勤時刻は、就学前児童・小学生ともに「8時」（50.2%、45.2%）が最も多く、帰宅時刻は「18時」（40.4%、37.5%）が最も多くなっています。

【就学前児童（母親）】



【小学生（母親）】



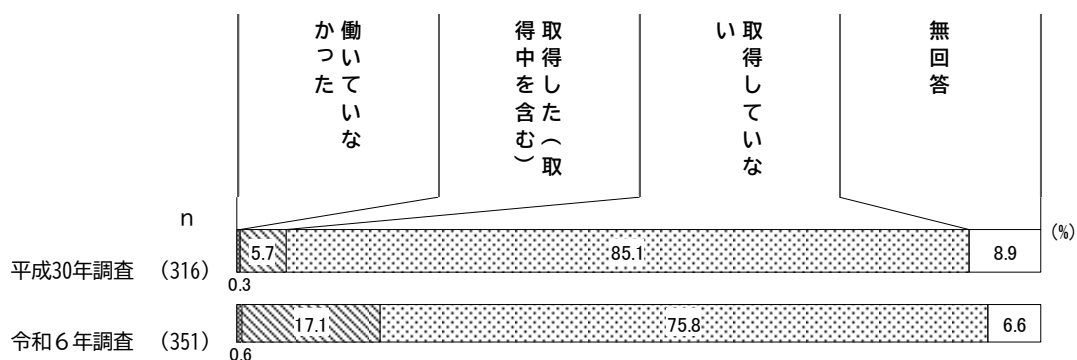
まとめ

前回調査と比べ、母親のフルタイムの割合が就学前児童・小学生ともに上昇しています。子育て世帯の8割以上が共働きであり、保護者の就労状況に配慮した子育て支援が必要です。

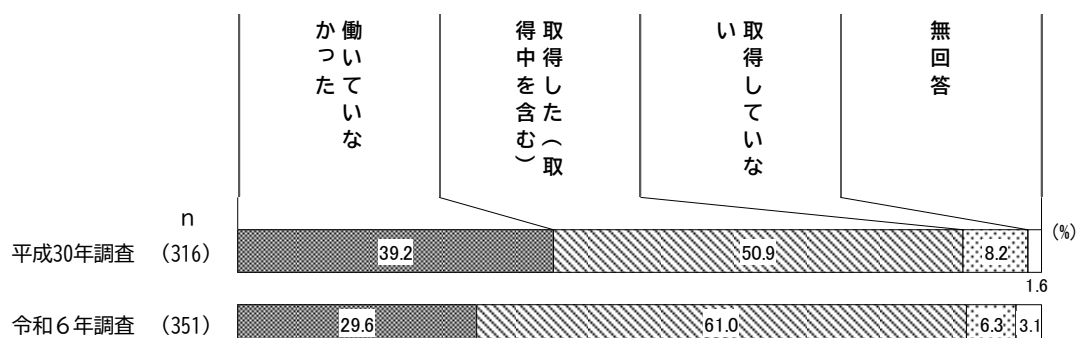
③ 育児休業の取得

- ・ 育児休業の取得をみると、父親については就学前児童・小学生ともに「取得していない」(75.8%、80.0%)が最も多いものの、「取得した(取得中を含む)」は就学前児童では17.1%、小学生では7.8%と、それぞれ前回調査と比べ11.4ポイント、4.4ポイント上昇しました。
- ・ 父親が育児休業を希望通りに取得できなかった理由をみると、「仕事が忙しかった」(37.2%、50.0%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(33.5%、40.0%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(29.7%、30.0%)などが主なものとなっています。
- ・ 母親については、「取得した(取得中を含む)」が就学前児童では61.0%、小学生では17.9%と、それぞれ前回調査と比べ10.1ポイント、13.6ポイント上昇しました。
- ・ 父親、母親ともに「取得した(取得中を含む)」が前回調査を上回る結果となっています。

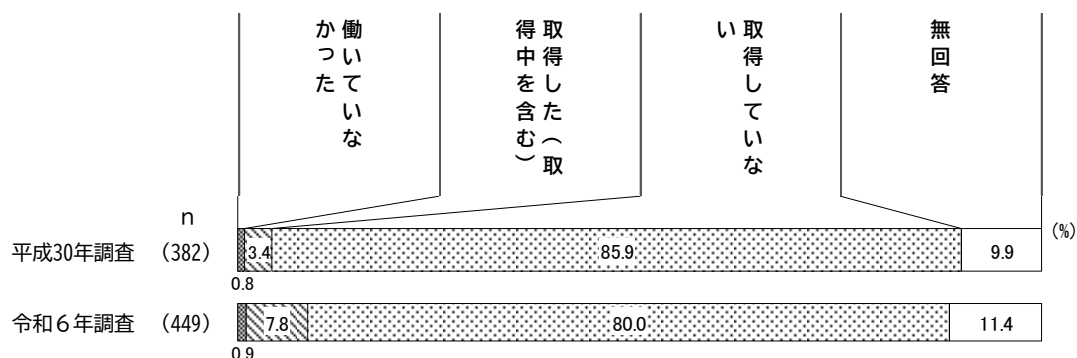
【育児休業の取得 就学前児童（父親）】経年比較



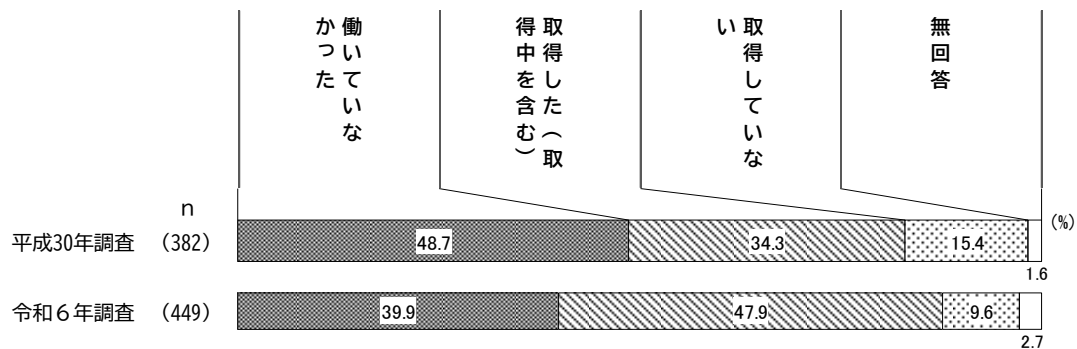
【育児休業の取得 就学前児童（母親）】経年比較



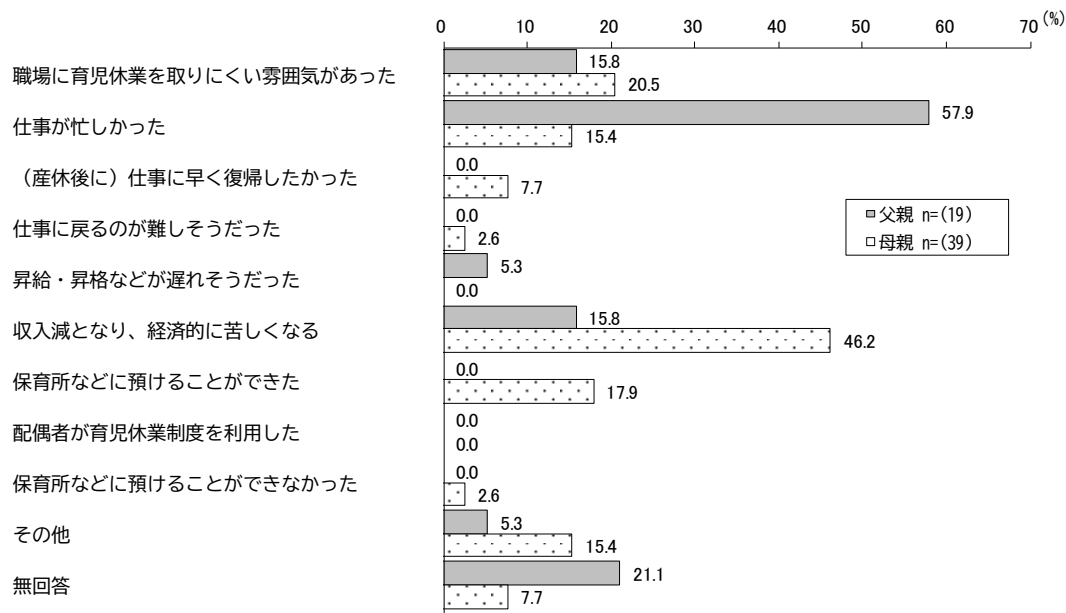
【育児休業の取得 小学生（父親）】経年比較



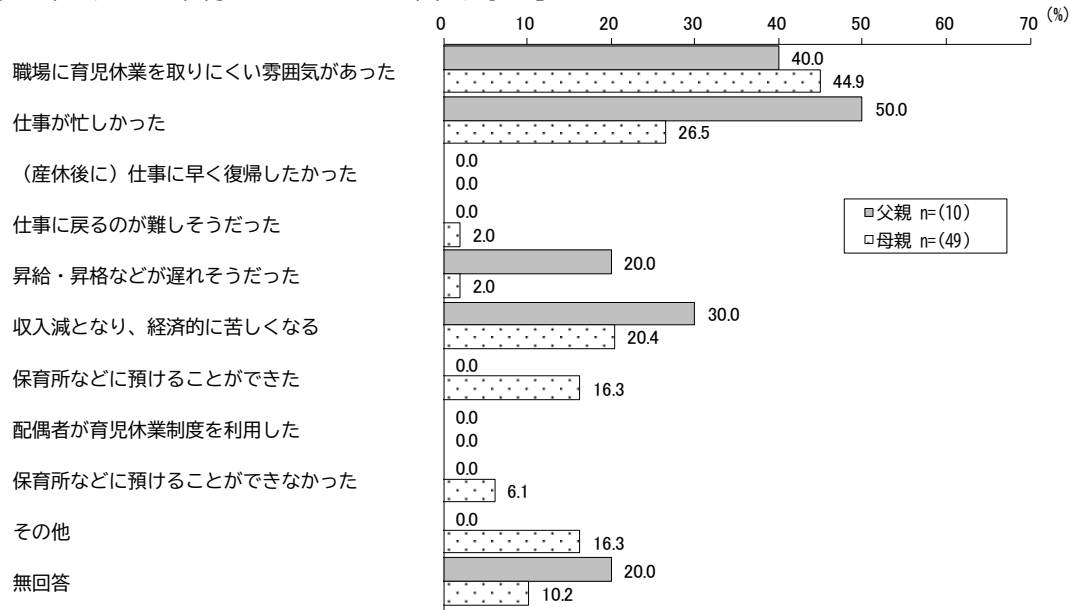
【育児休業の取得 小学生（母親）】経年比較



【育児休業を希望通りに取得できなかった理由 就学前児童】



【育児休業を希望通りに取得できなかった理由 小学生】



まとめ

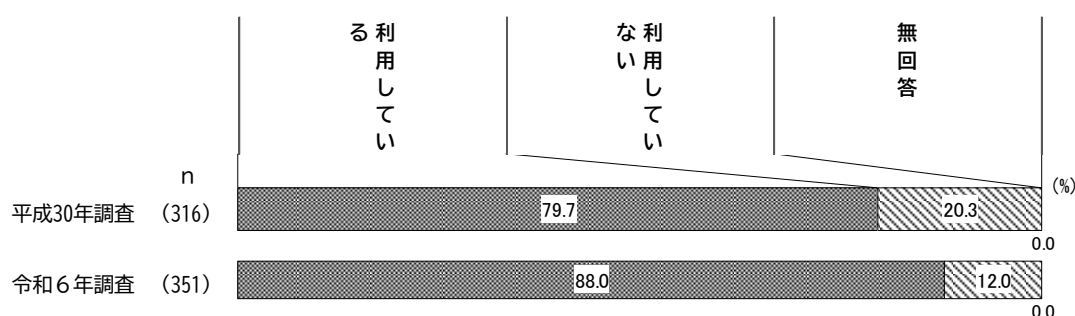
前回調査と比べ、父親、母親ともに「取得した（取得中を含む）」が前回調査を上回る結果となりました。今後も引き続き、育児に関する制度の周知徹底と意識啓発等、子育てを支援する社会の構築への取り組みが必要です。

(2) 教育・保育の事業について

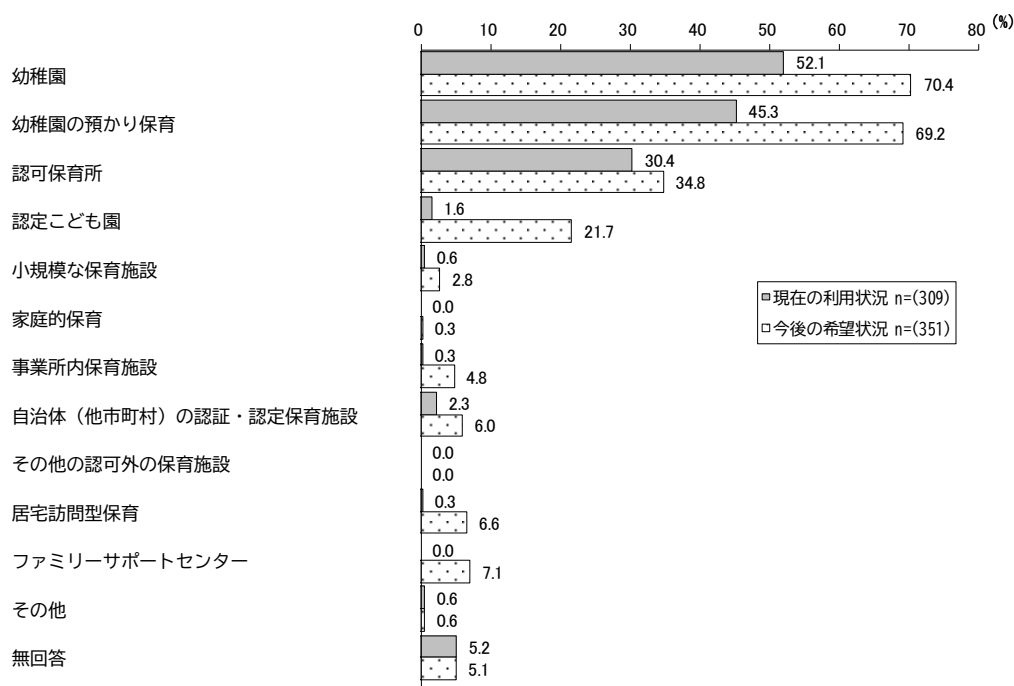
① 幼稚園・保育事業の利用状況と利用意向

- ・就学前児童について定期的な幼稚園・保育の事業の利用状況をみると、「利用している」が88.0%と、前回調査と比べて8.3ポイント上昇しています。
- ・現在利用している事業については、「幼稚園（52.1%）」、「幼稚園の預かり保育（45.3%）」、「認可保育所（30.4%）」となっています。
- ・今後定期的に利用したい事業については、「幼稚園（70.4%）」、「幼稚園の預かり保育（69.2%）」、「認可保育所（34.8%）」、「認定こども園（21.7%）」となっています。

【幼稚園・保育事業の利用状況】



【現在利用している事業及び今後利用したい事業】



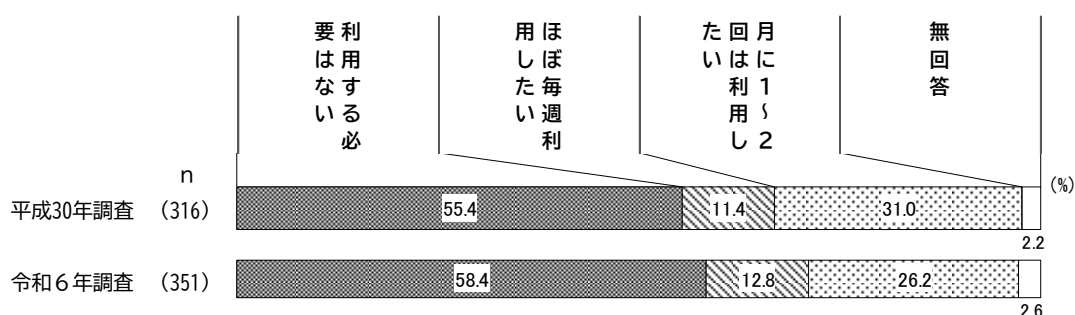
まとめ

令和5年度時点での施設状況等を前提とした調査でしたが、町内で令和7年度から認定こども園が本格運営となることもあり、今後の利用希望について認定こども園の割合が比較的高い状況がうかがえます。また、割合は1割に満たないものの、ファミリーサポートセンターや居宅訪問型保育などの利用希望もみられ、保護者のニーズに合った教育・保育事業になるよう、さらなる充実に向けた条件等の改善や環境整備を検討していくことが必要です。

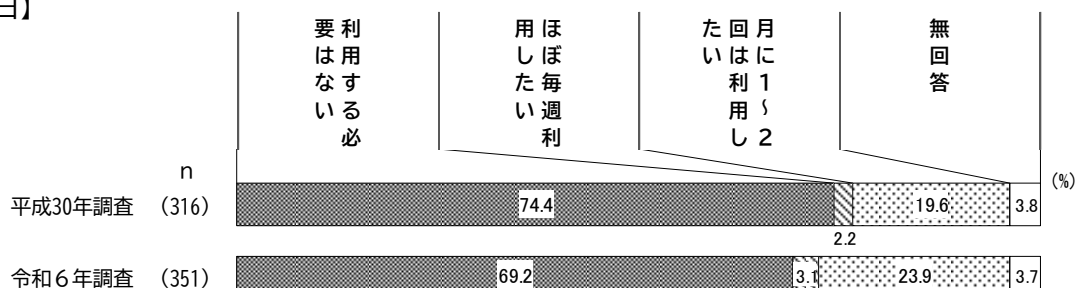
② 土曜、日・祝日の幼稚園・保育の事業の利用希望

- ・就学前児童の幼稚園・保育の事業の利用希望をみると、土曜日は「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた“利用したい”は36.0%と、前回調査と比べ3.4ポイント下降しました。
- ・日曜・祝日は「月に1～2回は利用したい」が23.9%と前回調査と比べ4.3ポイントの上昇となっています。「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた“利用したい”は前回調査と比べ27.0%と5.2ポイント上昇しました。
- ・長期休業中は「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が59.6%と前回調査と比べ4.7ポイントの上昇となっています。

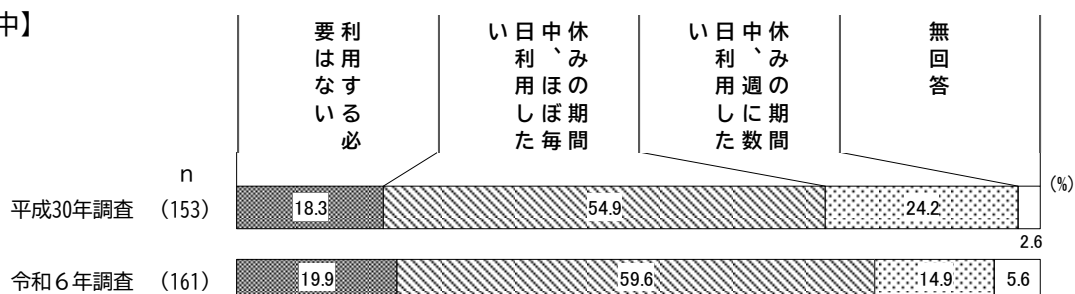
【土曜日】



【日曜・祝日】



【長期休業中】



まとめ

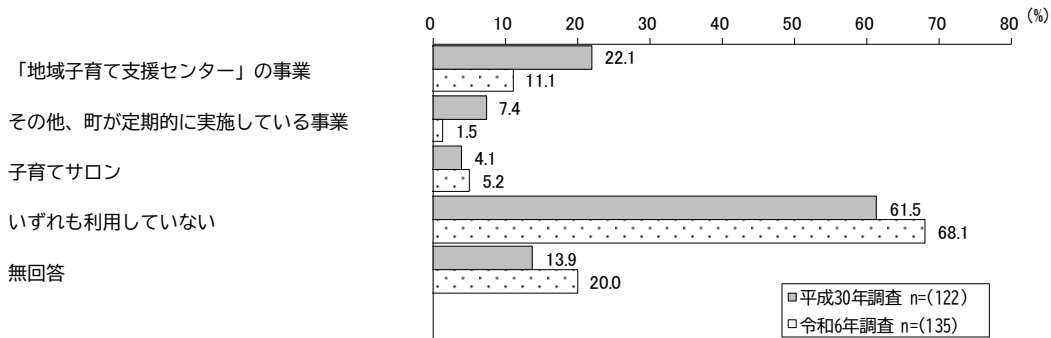
前回調査と比べ、土曜日の利用希望が減少し、日・祝日の利用希望が増加しました。長期休業中の利用については、“週に数日”の割合が10ポイント近く下降した一方で“ほぼ毎日”の割合が上昇しており、フルタイムで働く母親の増加が影響していると考えられます。今後、共働き世帯が減少することは考えにくく、また、親族・知人等の身近な人から子育て支援を得られない世帯もあることから、日・祝日の教育・保育事業の運営体制について検討が必要です。

(3) 地域子育て支援事業について

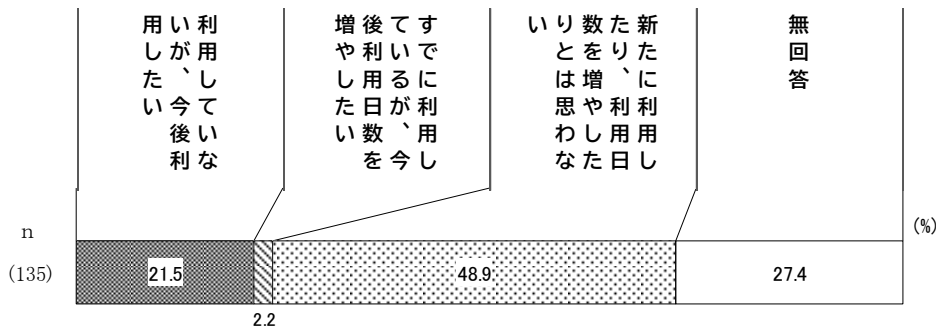
① 地域子育て支援事業の利用状況と利用意向

- ・就学前児童について地域子育て支援事業の利用状況をみると、「いずれも利用していない」が68.1%となっています。現在利用している事業は、「地域子育て支援センター」の事業(11.1%)、「子育てサロン(5.2%)」となっています。
- ・今後の利用については、「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」を合わせた“利用したい”は23.7%となっています。

【現在の利用状況】



【今後の利用希望】



まとめ

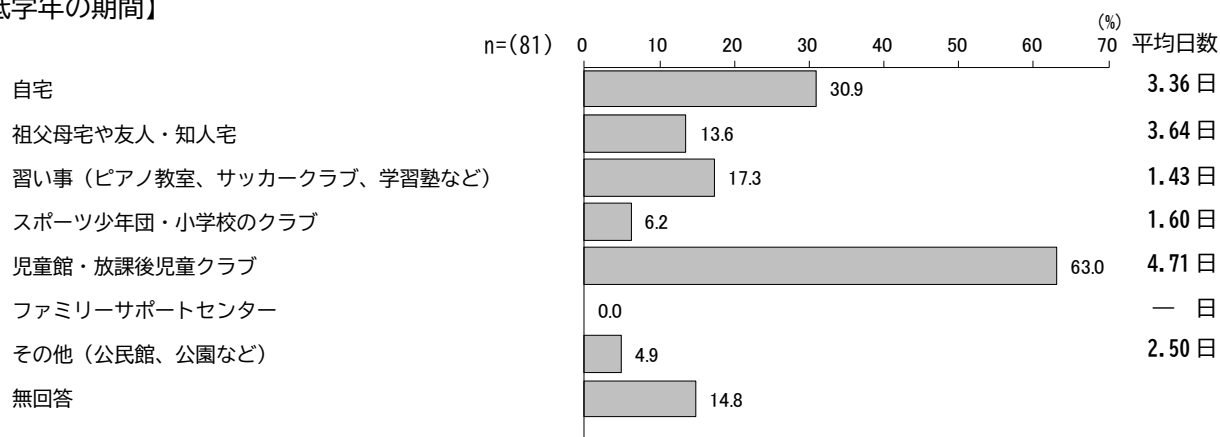
両親ともに就労している家庭が増えたため、地域子育て支援事業の利用は多くないものの、一定のニーズがあることから、未利用者に対する利用推奨を行うとともに、利用者の視点に立った事業内容や運営体制の整備を図るなど、事業を充実させるための取組が必要です。

(4) 放課後の過ごし方について

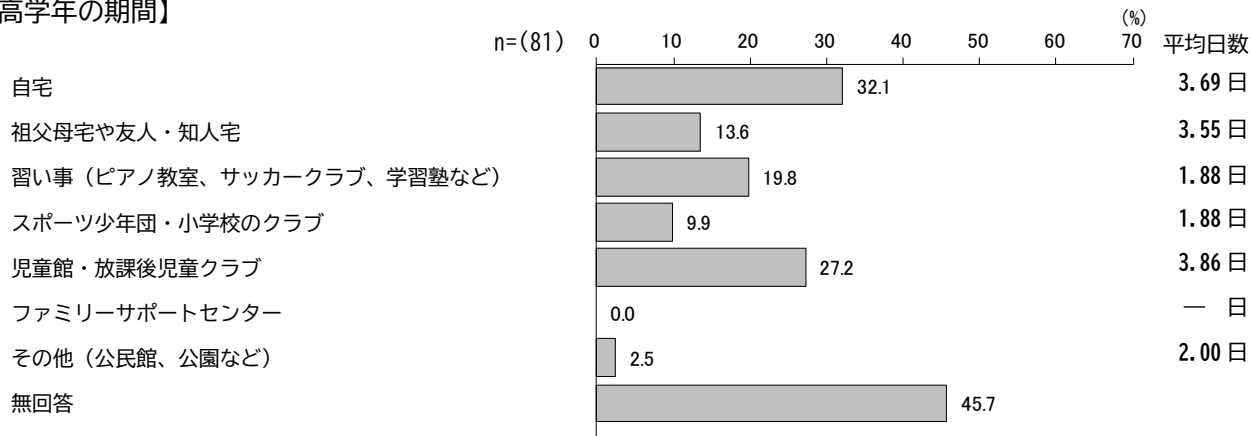
① 放課後を過ごさせたい場所（就学前児童）

- ・就学前児童について小学校就学後の放課後を過ごさせたい場所をみると、低学年の期間は、「児童館・放課後児童クラブ（63.0%）」、「自宅（30.9%）」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）（17.3%）」の希望が多くなっています。
- ・高学年の期間は、「自宅（32.1%）」、「児童館・放課後児童クラブ（27.2%）」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）（19.8%）」の希望が多くなっています。

【低学年の期間】



【高学年の期間】



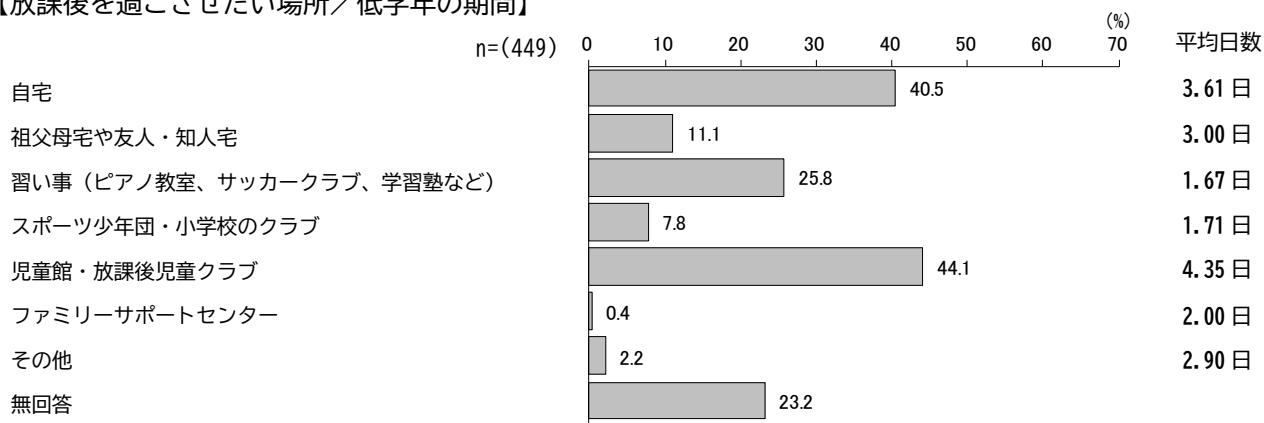
まとめ

小学校就学後の子どもの放課後の過ごし方として、低学年の期間は「児童館・放課後児童クラブ」の希望が最も高く、約6割となっています。子どもの健全な成長につながる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していくことが必要です。

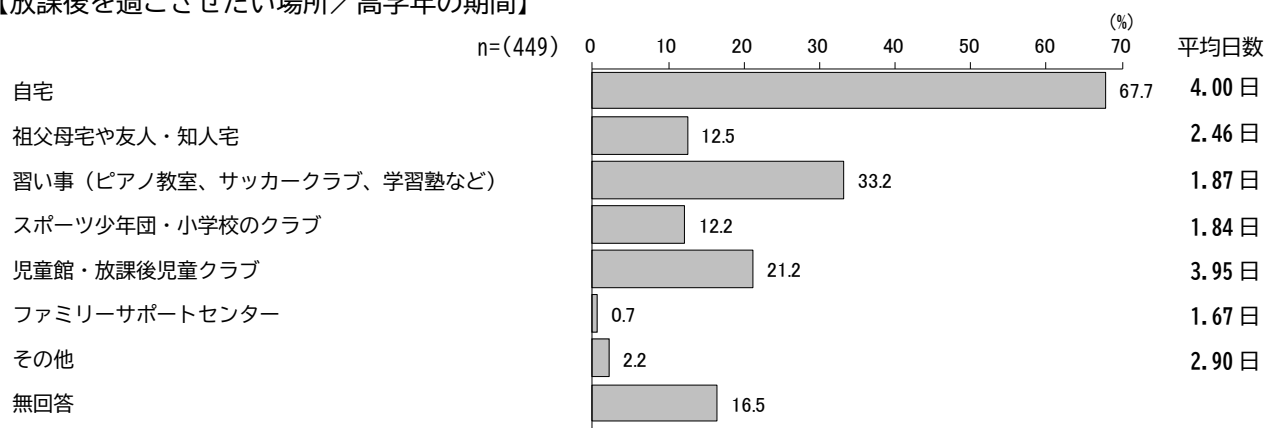
② 放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所（小学生）

- ・小学生の放課後を過ごさせたい場所についてみると、低学年の期間は、「児童館・放課後児童クラブ（44.1%）」、「自宅（40.5%）」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）（25.8%）」となっています。
- ・高学年の期間に過ごさせたい場所は、「自宅（67.7%）」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）（33.2%）」、「児童館・放課後児童クラブ（21.2%）」となっています。
- ・小学生が実際に平日の放課後を過ごしている場所をみると、「自宅（66.1%）」、「児童館・放課後児童クラブ（38.3%）」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）（23.6%）」となっています。

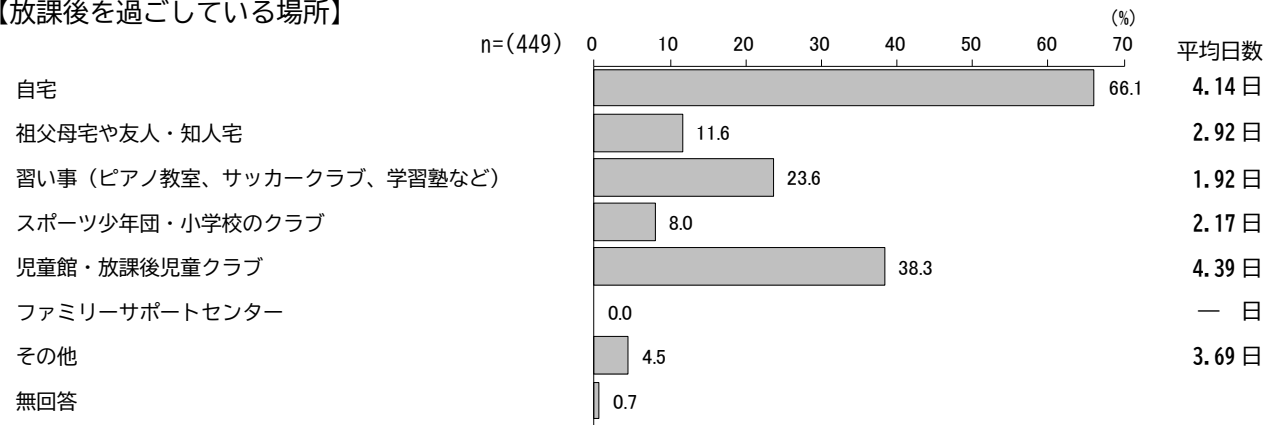
【放課後を過ごさせたい場所／低学年の期間】



【放課後を過ごさせたい場所／高学年の期間】



【放課後を過ごしている場所】



まとめ

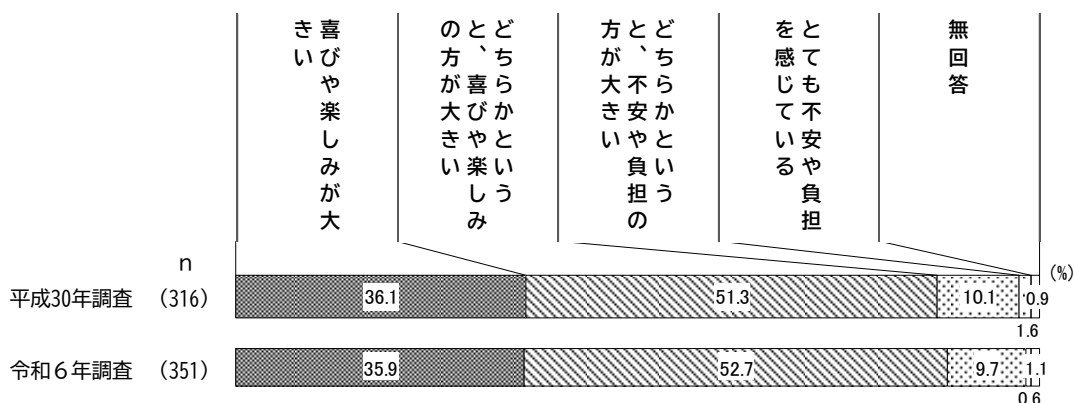
小学生は、概ね希望通りの場所で放課後を過ごしています。今後も子どもたちが安全で豊かな放課後を過ごせるよう、児童館・放課後児童クラブの質の向上や、地域と密着した居場所づくりを進めていく必要があります。

(5) 子育て環境について

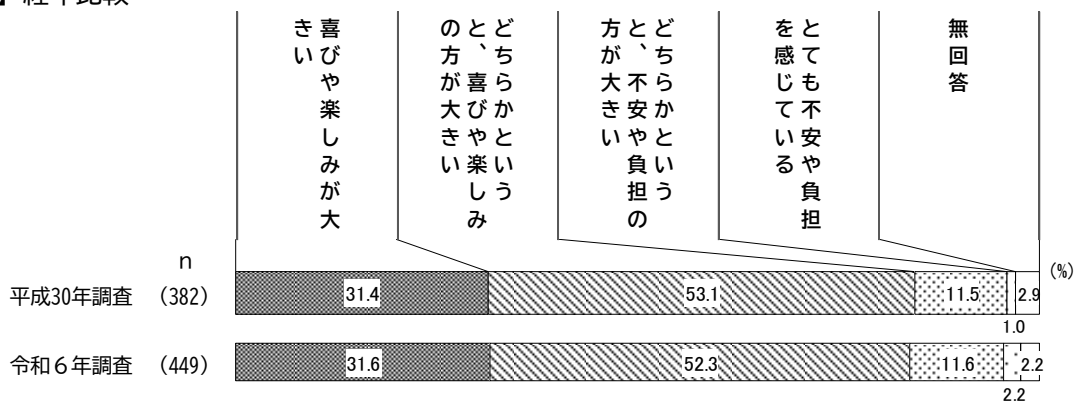
① 子育ての感じ方

- ・子育ての感じ方をみると、「喜びや楽しみが大きい」と「どちらかというと、喜びや楽しみの方が大きい」を合わせた“喜びや楽しみが大きい”は就学前児童では 88.6%、小学生では 83.9%となっています。
- ・前回調査と比べ就学前児童は 1.2 ポイント上昇し、小学生は 0.6 ポイント下降しました。

【就学前児童】経年比較



【小学生】経年比較

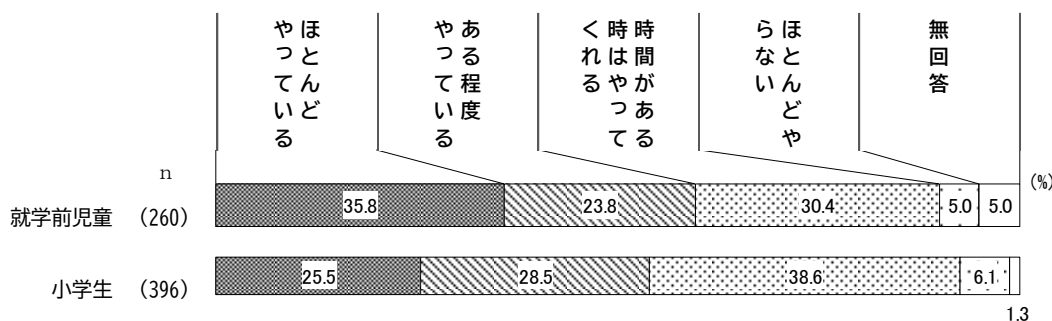


まとめ

前回調査と比較すると、就学前児童、小学生ともに大きな変化は見られません。保護者の8割以上は子育てを楽しんでいると感じています。一方で、保護者の1割は子育てに対して不安や負担を感じていることから、学習の場の提供や必要な支援、相談体制の充実などによる不安・負担の軽減に向けた取組が必要です。

② 配偶者の育児参加の程度

- ・配偶者の育児参加の程度をみると、就学前児童は、「ほとんどやっている（35.8%）」、「時間があるときはやってくれる（30.4%）」、「ある程度やっている（23.8%）」となっています。
- ・小学生は、「時間があるときはやってくれる（38.6%）」、「ある程度やっている（28.5%）」、「ほとんどやっている（25.5%）」となっています。

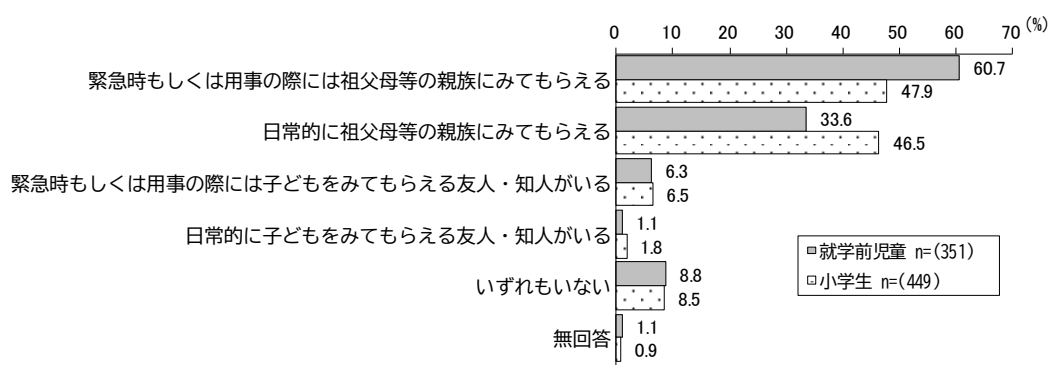


まとめ

子どもの年齢が上がる则配偶者の育児参加が少なくなっている状況がうかがえます。父親の育児休業取得率も上昇しつつあることから、子どもの年齢や発達に応じた内容で育児に積極的に参加していくよう啓発していくことが必要です。

③ 親族・知人の協力

- ・親族・知人の協力をみると、就学前児童・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（60.7%、47.9%）が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（33.6%、46.5%）となっています。
- ・一方、「いずれもない」は就学前児童では8.8%、小学生では8.5%となっています。

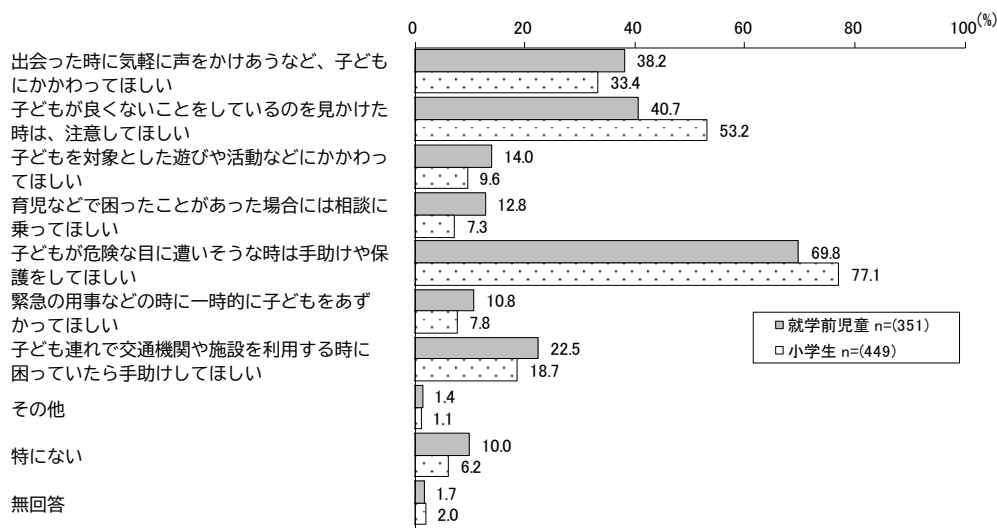


まとめ

子育て家庭の約半数が緊急時もしくは日常的に祖父母等の親族からの協力を得られる一方で、約1割の家庭は親族や知人からの支援を得られない状況です。身近な人からの援助が得られない子育て家庭に対し、個々のニーズに対応した子育て支援の手を差し伸べるとともに、利用可能な子育て支援サービスに関する積極的な情報提供や、利用促進の取組が必要です。

④ 子育てをするうえで近所や地域に望むこと

- ・子育てをするうえで近所や地域に望むことをみると、就学前児童・小学生ともに「子どもが危険な目に遭いそうな時は手助けや保護をしてほしい」（69.8%、77.1%）が最も多く、次いで「子どもが良くないことをしているのを見かけた時は、注意してほしい」（40.7%、53.2%）となっています。



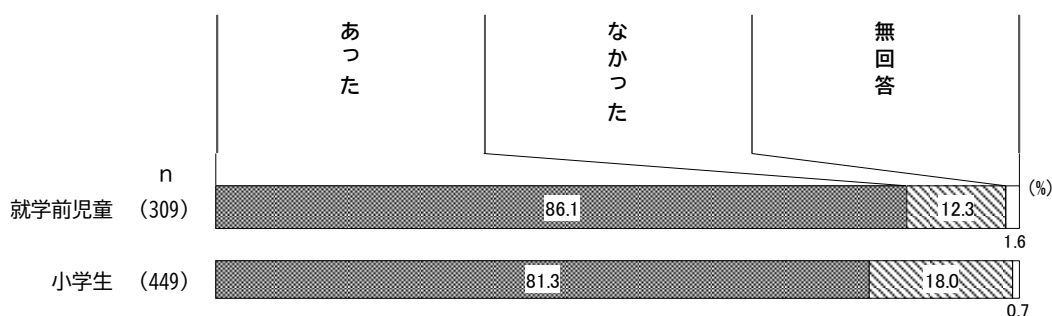
まとめ

近所や地域に望むこととして、日常的な声掛けや外出先での手助け、または、危険な場面での注意や助けなどが求められています。地域ぐるみで子育てを行うためには、子どもを見守る地域の大人の目と手助けを行う意識の向上が必要です。

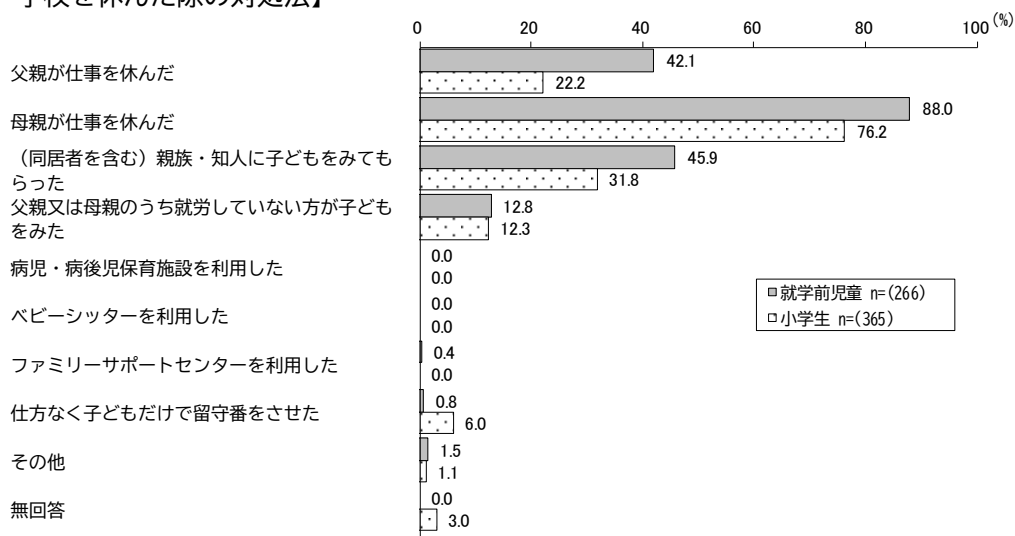
⑤ 子どもが病気等の際の対応

- ・就学前児童が幼稚園等を利用できなかったことについては、86.1%が「あった」と回答し、その際の対応は「母親が休んだ（88.0%）」、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった（45.9%）」となっています。
- ・小学生が学校を休んだことについては、81.3%が「あった」と回答し、その際の対応は「母親が休んだ（76.2%）」、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった（31.8%）」となっています。
- ・病後・病後児のための保育施設等の利用は、就学前児童は35.4%、小学生は16.5%が利用を希望しています。

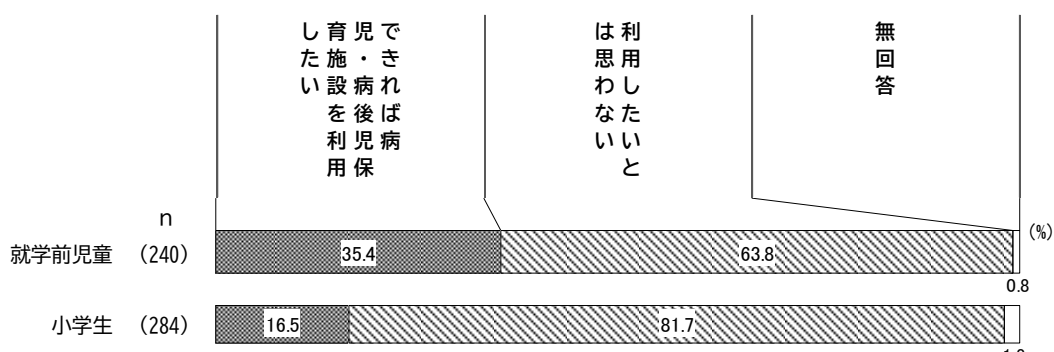
【幼稚園等を利用できなかった・学校を休んだことの有無】



【幼稚園等・学校を休んだ際の対処法】



【病後・病後児のための保育施設等の利用希望】



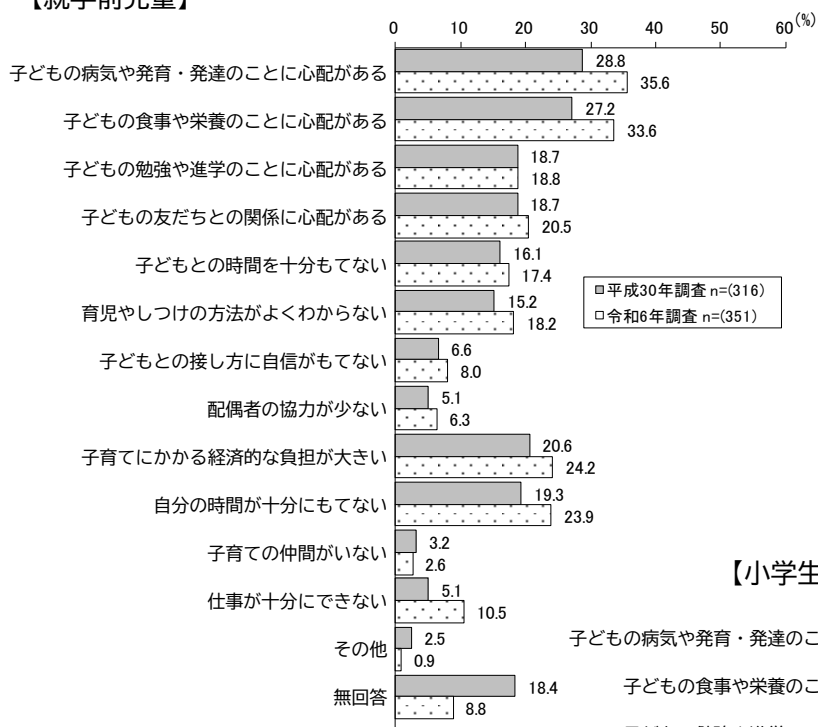
まとめ

子育て家庭の8割以上で子どもが保育所等や学校を休んだことがあると回答しており、母親が仕事を休んで対応している状況です。子育てと就労の両立支援の一環として、病後・病後児のための保育施設等の整備を推進します。

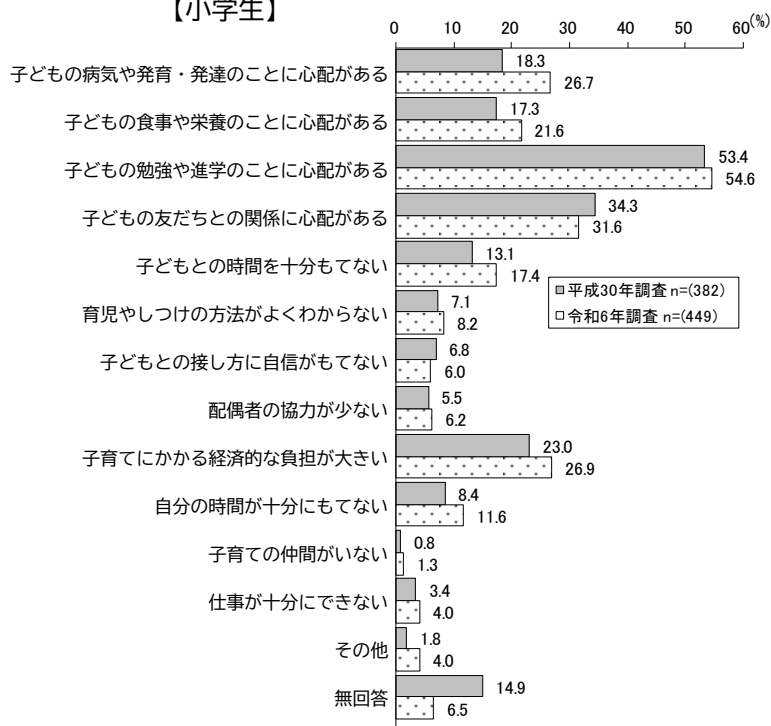
⑥ 子育ての悩み

- ・子育ての悩みをみると、就学前児童は、「子どもの病気や発育・発達のことに関心がある（35.6%）」、「子どもの食事や栄養のことに関心がある（33.6%）」、「子育てにかかる経済的な負担が大きい（24.2%）」となっています。
- ・小学生は、「子どもの勉強や進学のことに関心がある（54.6%）」、「子どもの友だちとの関係に関心がある（31.6%）」、「子育てにかかる経済的な負担が大きい（26.9%）」となっています。

【就学前児童】



【小学生】

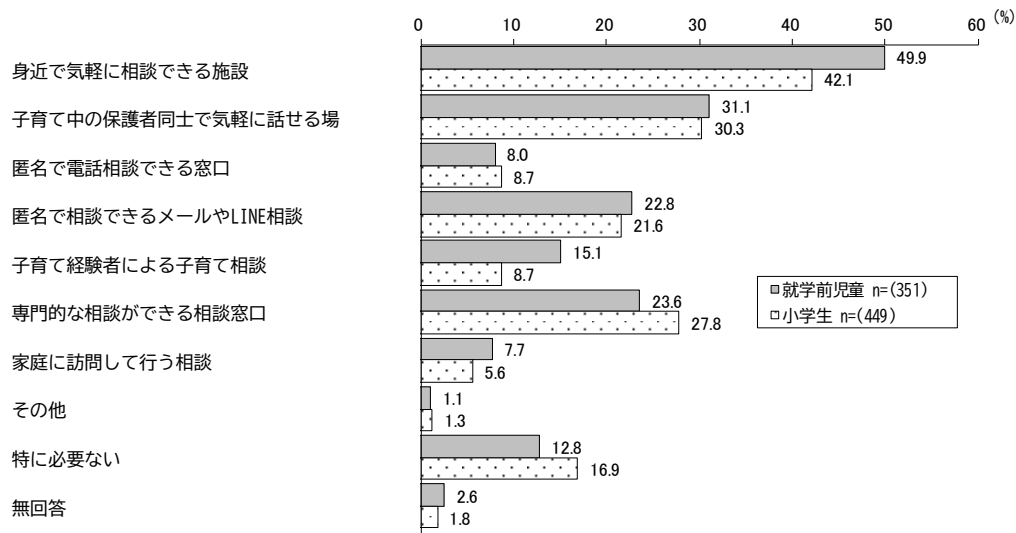


まとめ

前回調査と比較して、就学前児童・小学生ともほぼ全ての項目で割合が増えています。子どもの発達や食事、経済的負担について悩んでいる家庭が多いことがうかがえます。子育てにかかる経済的負担の軽減などを進めていく必要があります。

⑧ 相談先の希望

・相談先の希望をみると、就学前児童・小学生ともに「身近で気軽に相談できる施設」(49.9%、42.1%)が最も多く、次いで「子育て中の保護者同士で気軽に話せる場」(31.1%、30.3%)、「専門的な相談ができる相談窓口」(23.6%、27.8%)、「匿名で相談できるメールやLINE相談」(22.8%、21.6%)となっています。



まとめ

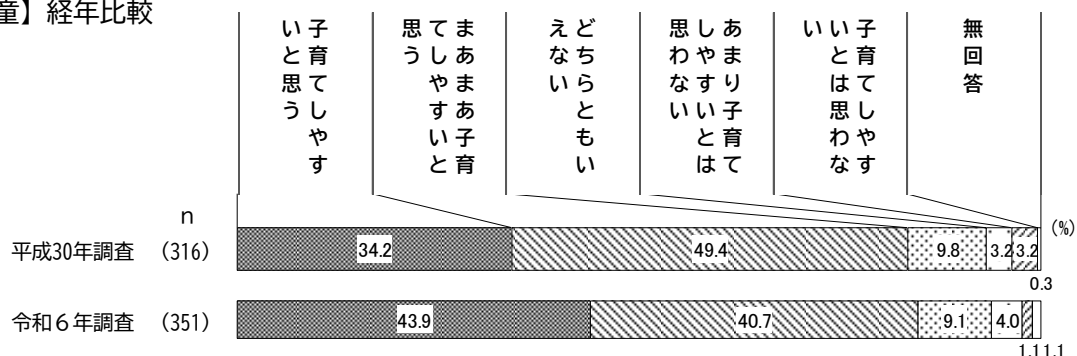
相談先の希望については、就学前児童・小学生とも同様な結果となっています。相談内容によって相談先は異なる（相談先を変えたい）との意向がうかがえます。気軽な情報交換の場、専門的な相談の場、匿名で相談できる場の整備・充実が必要です。

(6) 子育てを支援するまちづくりについて

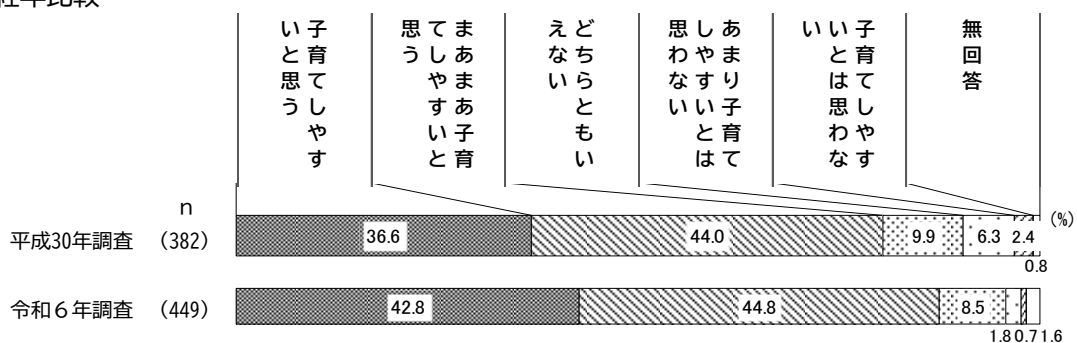
① 桑折町は子育てしやすい町だと思うか

・桑折町は子育てしやすい町だと思うかについては、「子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」を合わせた“子育てしやすいと思う”は、就学前児童は84.6%、小学生は87.6%となっています。前回調査と比べ就学前児童は1.0ポイント、小学生は7.0ポイント上昇しました。

【就学前児童】経年比較



【小学生】経年比較



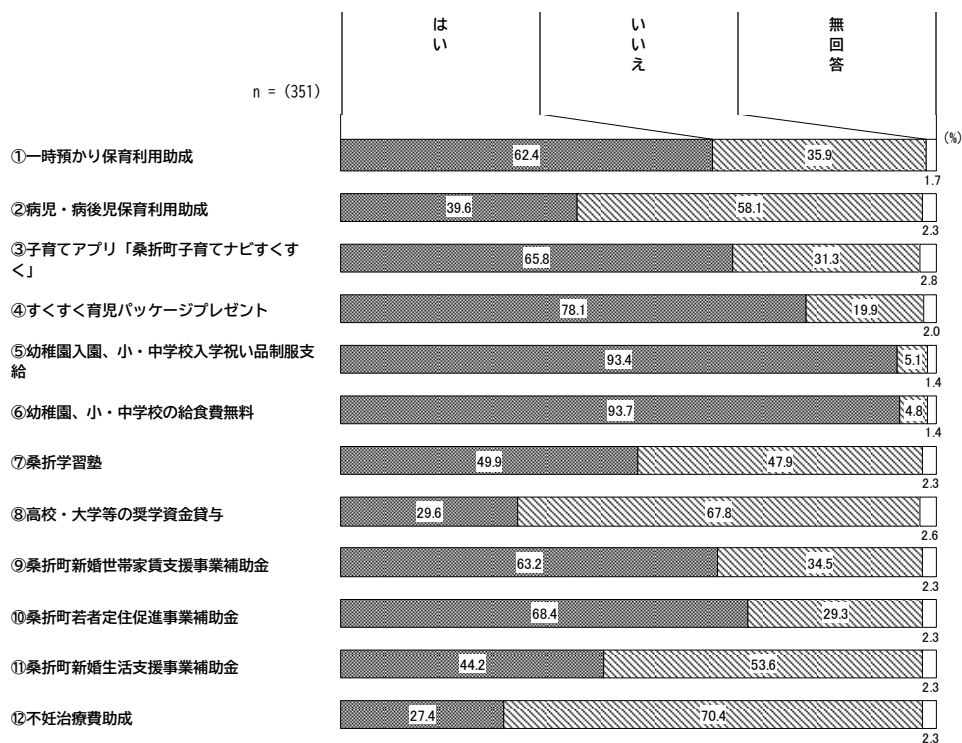
まとめ

就学前児童、小学生ともに8割以上が“子育てしやすいと思う”と回答しており、前回調査と比べその割合は上昇しました。本町の子育て環境や子育て支援は、概ね評価されていることがうかがえます。子育て家庭が今後も本町で安心して楽しく子育てができるよう、家庭の視点、そして、子どもの視点に立った施策を積極的に進めていく必要があります。

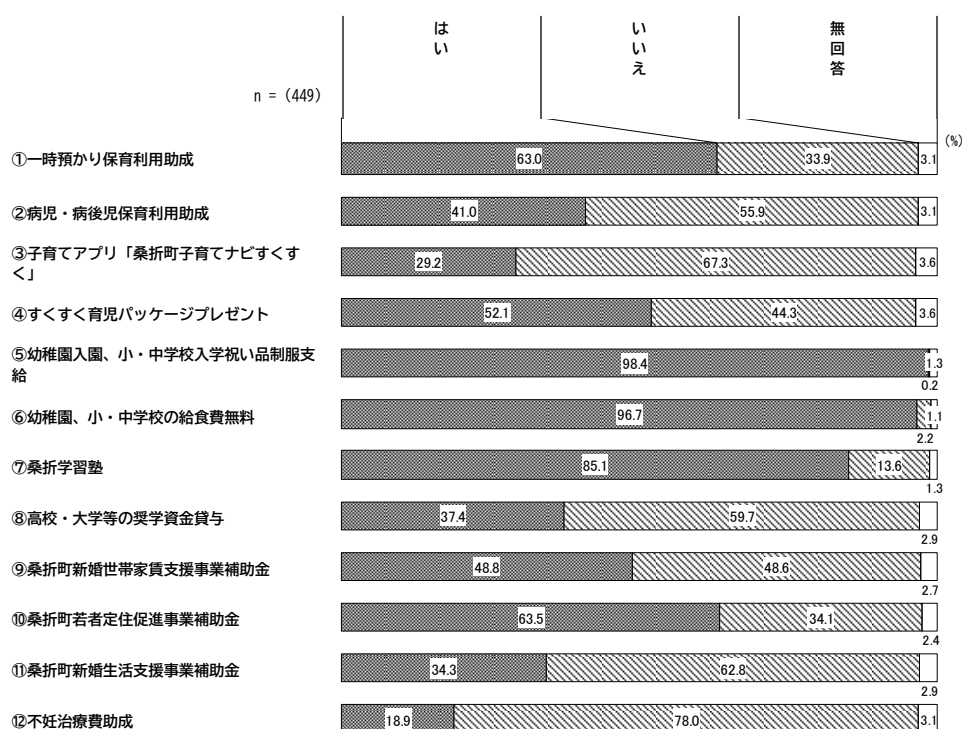
② 町独自事業の認知度

- ・町独自事業の認知度をみると、認知度が高い事業については、就学前児童は「幼稚園、小・中学校の給食費無料（93.7%）」、「幼稚園入園、小・中学校入学祝い品制服支給（93.4%）」、「すくすく育児パッケージプレゼント（78.1%）」、「桑折町若者定住促進事業補助金（68.4%）」となっています。
- ・小学生は「幼稚園入園、小・中学校入学祝い品制服支給（98.4%）」、「幼稚園、小・中学校の給食費無料（96.7%）」、「桑折学習塾（85.1%）」、「桑折町若者定住促進事業補助金（63.5%）」となっています。

【就学前児童】

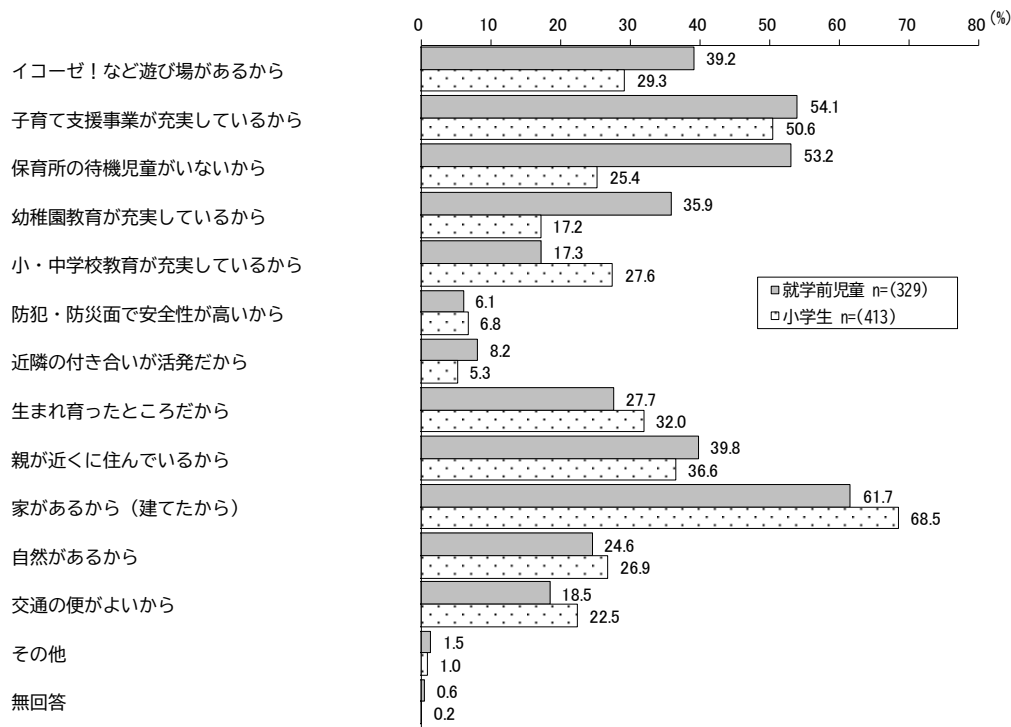


【小学生】



③ 桑折町で子育てしたい理由

・今後も桑折町で子育てしたい理由をみると、就学前児童・小学生ともに「家があるから（建てたから）」（61.7%、68.5%）が6割以上と最も多く、次いで「子育て支援が充実しているから」（54.1%、50.0%）となっています。3番目、4番目の理由については、就学前児童は「保育所の待機児童がないから（53.2%）」、「親が近くに住んでいるから（39.8%）」、小学生は「親が近くに住んでいるから（36.6%）」、「生まれ育ったところだから（32.0%）」となっています。



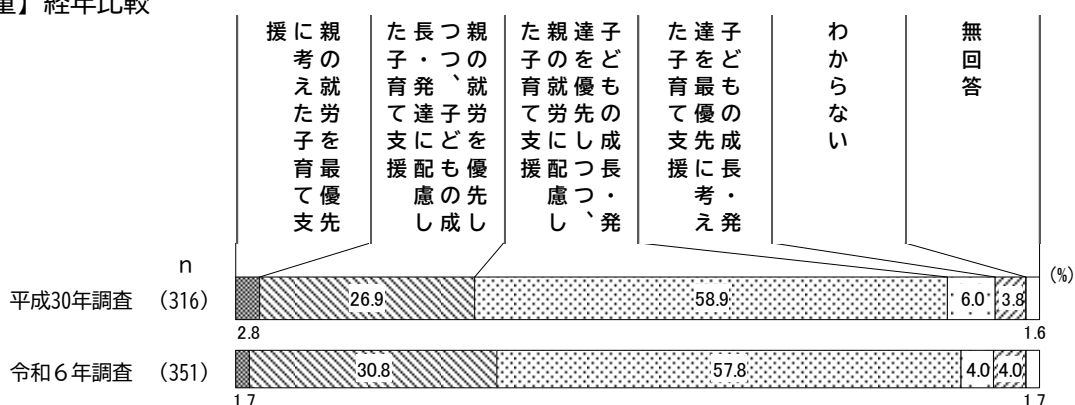
まとめ

今後も本町で子育てしたい理由として「子育て支援が充実しているから」「保育所の待機児童がないから」の割合がともに約5割となっており、本町の子育て支援は一定の評価を得ていると言えます。また、「家があるから（建てたから）」「生まれ育ったところだから」「親が近くに住んでいるから」などの割合も高いことから、今後は地元や地域のつながりを生かした子育て支援の充実を進め、末永く子育てしやすい町であり続けていく必要があります。

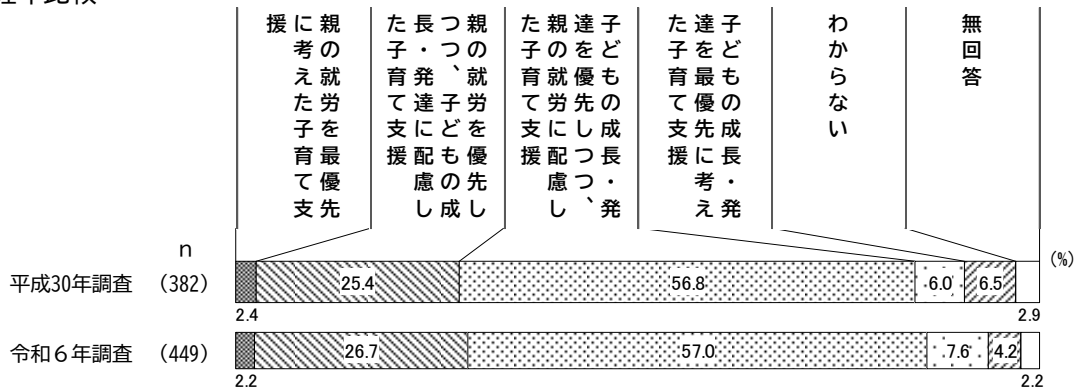
④ 子育て支援の充実に向けて町が基本にすべき考え方

- ・子育て支援の充実に向けて町が基本にすべき考え方をみると、就学前児童・小学生ともに「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援」（57.8%、57.0%）が約6割と最も多く、次いで「親の就労を優先しつつ、子どもの成長・発達に配慮した子育て支援」（30.8%、26.7%）となっています。
- ・前回調査と比べ、「親の就労を優先しつつ、子どもの成長・発達に配慮した子育て支援」の割合が就学前児童は3.9ポイント、小学生は1.5ポイント上昇しました。

【就学前児童】経年比較



【小学生】経年比較

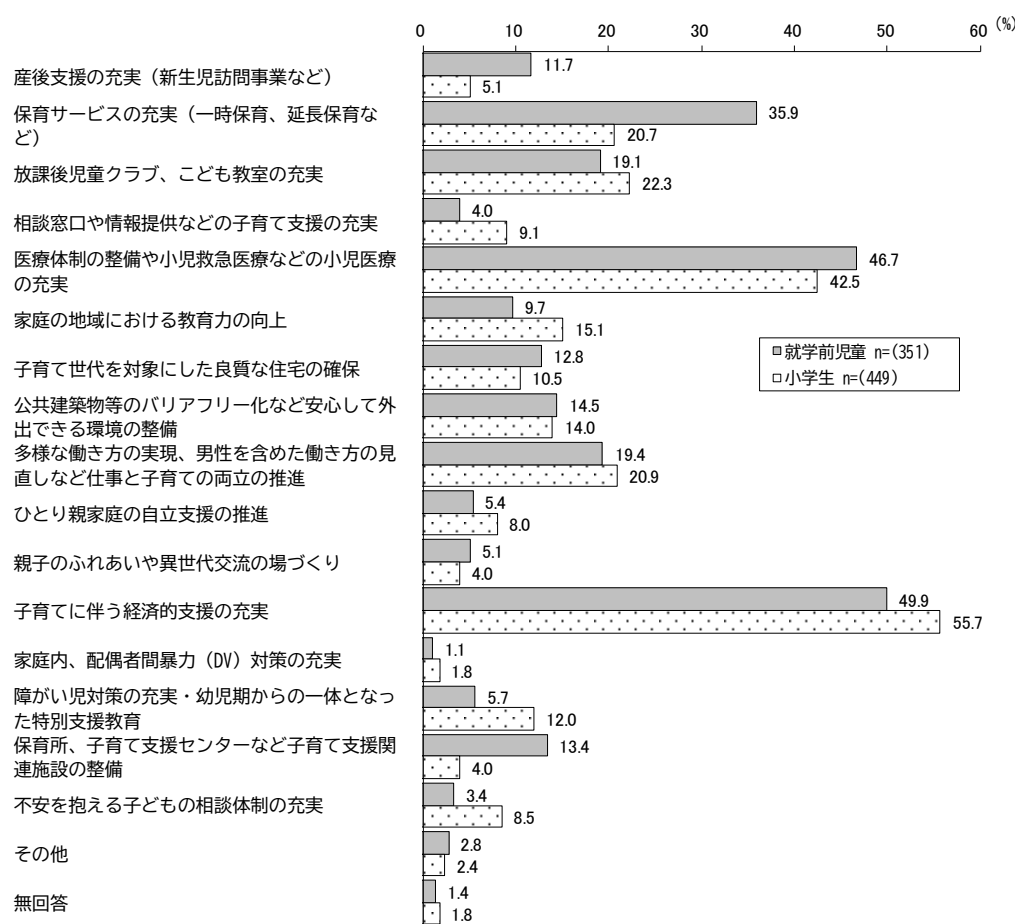


まとめ

就学前児童、小学生の保護者ともに、“親の就労に配慮した子育て支援”が前回調査を上回る結果となっています。働き方の多様性、支援ニーズの変化を踏まえつつ、就労している親の視点に立った支援を引き続き進めていく必要があります。

⑤ 町が重点的に取り組む必要が高い項目

・町が重点的に取り組む必要が高い項目をみると、就学前児童・小学生ともに「子育てに伴う経済的支援の充実」(49.9%、55.7%)が5割と最も多く、次いで「医療体制の整備や小児救急医療などの小児医療の充実」(46.7%、42.5%)となっています。3番目については就学前児童は「保育サービスの充実(一時保育、延長保育など)(35.9%)」、小学生は「放課後児童クラブ、こども教室の充実(22.3%)」となり、4番目は就学前児童・小学生ともに「多様な働き方の実現、男性を含めた働き方の見直しなど仕事と子育ての両立の推進」(19.4%、20.9%)となっています。



まとめ

町が重点的に取り組む必要が高い項目については、経済的支援、医療の充実、保育サービスの充実、放課後児童クラブ等の充実、仕事と家庭の両立が挙げられており、子育て支援策の柱となる項目として、今後、より一層取り組みを進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、次代を担う子どもたちがのびのびとした環境の中で明るく元気に成長し、豊かな心や個性、創造性、社会性を育み、将来に向けてたくましく「生きる力」を身に付けることができるよう、地域全体で子育てを支援する環境を充実させ、子どもたちの輝く笑顔で町全体が活性化することを目指し、基本理念を以下のように定めます。

《基本理念》

～ 好きです こおり ～

ともに支え^{あい}愛 子どもの笑顔が輝き いきいきと健やかに育つまち

2. 基本的な視点

基本理念の実現に向け、次の3つを計画立案の基本的な視点とします。

●子どもの視点

全ての子どもは、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在で、必要な支援を受ける権利を持っています。子どもの利益を第一に考え、子どもにとって何が最良なのか、子ども自身は何を求めているのかという視点に立ち、ライフステージを通じた切れ目ない支援の確保、子どもを取り巻く環境の整備に取り組んでいきます。

●家庭の視点

子育てを取り巻く社会環境やライフスタイルの変化、家庭の事情が多様化・複雑化するなか、子育て家庭が心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、子育て家庭の視点に立ち、仕事と家庭の両立支援やサービス利用者のニーズに即した取り組みを総合的に進めていきます。

●地域全体による支援の視点

子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、行政、保育所・幼稚園等、学校、職場、関係団体など子どもを取り巻く地域全体が子どもや子育て家庭を支援するという視点に立ち、子育てが多くの人の愛情によって支えられていると実感できる取り組みを進めていきます。

3. 施策体系

本計画は、基本理念の実現に向けて、3つの基本的な視点と7つの基本目標を下記の体系のとおり整理し、それぞれの関連性を加味しながら、施策・事業に取り組みます。

基本的な視点	基本目標	推進施策
● 子どもの視点	基本目標 1 子どもの人権の尊重	(1) 子どもの権利擁護の推進 (2) 児童虐待防止対策の推進 (3) 困難に直面する子どもへの支援
	基本目標 2 母子の健康の確保及び増進	(1) 妊娠・出産期の支援 (2) 健康・保健教育の推進 (3) 子ども医療の支援
	基本目標 3 地域における子育て支援の充実	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり
● 家庭の視点	基本目標 4 子どもの生きる力の育成	(1) 次代の親となる教育の推進 (2) 教育環境の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上
	基本目標 5 子育てを支援する安全・安心なまちづくり	(1) 子育てを支援する生活環境の整備 (2) 子どもの安全の確保
● 地域全体による支援の視点	基本目標 6 仕事と家庭生活の両立支援の推進	(1) 仕事と子育ての両立の支援 (2) 多様な働き方の実現及び働き方の見直し (3) 家族の時間の確保・充実の推進
	基本目標 7 特に支援が必要な子どもや家庭への支援	(1) 障がい児支援の充実 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 子どもの貧困対策の推進

主要施策

①子ども家庭センター「すくすく」の運営 ②相談窓口の充実 ③養育支援訪問事業の整備
④子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進 ⑤子育て世帯訪問支援事業 ⑥親子関係形成支援事業
⑦子どもの権利に関する啓発 ⑧人権相談事業

①相談窓口の充実（再掲） ②子育て世帯訪問支援事業（再掲） ③子ども虐待防止の啓発

①不登校等に対する相談体制の整備強化 ②児童育成支援拠点の実施体制の整備 ③子育て世帯訪問支援事業（再掲）
④スクールカウンセラーの活用 ⑤スクールソーシャルワーカーの活用 ⑥教育支援

①妊産婦への支援の充実 ②乳児家庭全戸訪問事業の推進 ③妊婦等包括相談支援事業 ④妊婦のための支援給付
★すくすく育児パッケージプレゼント＆訪問指導 ★ベビースクール貸出事業 ★妊婦・出産ママ交通費助成事業
★不妊治療助成事業

①乳幼児健康診査の充実 ②育児相談の充実 ③産後ケア事業の実施 ④妊産婦への支援の充実（再掲）
⑤生活習慣確立のための教育・支援 ⑥食育の推進 ⑦思春期対策・支援の推進 ⑧放射線への不安軽減

①子ども医療費の助成 ②医療機関等との連携強化 ③「福島県救急電話相談」の設置 ④予防接種の実施
★予防接種費用助成

①病児・病後児保育事業の推進 ②一時預かり事業の充実 ③延長保育事業の推進 ④地域子育て支援拠点事業の推進
⑤児童館運営の推進 ⑥放課後児童クラブ運営の推進 ⑦利用者支援事業の推進 ⑧地域の人材活用の推進
⑨ファミリー・サポート・センター事業の整備 ⑩子育て短期支援事業の整備 ⑪多様な主体が本制度に参入することを促進
するための事業の整備 ⑫乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の整備 ⑬子育て支援の情報提供の充実
⑭児童手当等の周知 ★一時預かり保育利用助成 ★病児・病後児保育利用助成

①育児サークル支援の充実

①地域の人材活用の推進 ②思春期対策支援の推進（再掲）

①総合的な学習の充実 ②学力の向上に関する支援 ③不登校等に対する相談体制の整備強化（再掲）
④情報モラル教育の推進 ⑤教職員研修の充実 ⑥就学前児の保育教育の充実 ⑦情報の提供・啓発活動の推進
⑧実費徴収に係る補給給付を行う事業の推進 ⑨教育に係る経済的負担軽減の整備
★給食費助成 ★入園祝い品制服支給 ★小・中学校入学祝い品制服支給 ★桑折学習塾 ★英検受験料助成
★奨学資金貸与 ★認定こども園延長保育料助成事業 ★認定こども園（臨時）預かり保育料助成事業
★認定こども園制服購入費助成事業

①読書推進事業の推進 ②家庭の教育力向上事業の充実 ③育児サークル支援の充実（再掲） ④地域の人材活用の推進

①町営住宅整備事業の推進 ②公園の適正管理 ③多目的複合施設利用の推進 ④賑わい創出拠点づくり事業
⑤桑折町結婚新生活支援事業 ★桑折町若者定住促進事業補助金 ★桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金
★子育て世帯定住促進住宅

①幼児・児童への交通安全対策事業の推進 ②幼児・児童への防犯対策事業の推進

①病児・病後児保育事業の推進（再掲） ②延長保育事業の推進（再掲） ③一時預かり事業の充実（再掲）
④放課後児童クラブ運営の推進 ⑤支援員の資質の向上

①男女共同参画社会の推進

①男女共同参画社会の推進（再掲） ②生活習慣確立のための教育・支援 ③読書推進事業の推進（再掲）
④親子のふれあいイベントの実施 ⑤遊びと学びの場の情報提供

①障がい児自立支援の推進 ②経済的支援 ③就学・就労相談の充実 ④障がい児の保育・教育支援の充実
⑤ことばの教室

①相談窓口の充実 ②経済的支援

①教育に係る経済的負担軽減の整備（再掲） ②桑折学習塾（再掲） ③英検受験料助成（再掲）
④相談支援 ⑤児童手当等の周知（再掲）

★町独自の支援・助成

第4章 分野別施策の展開

基本目標1 子どもの人権の尊重

子どもの生活や成長に影響を及ぼす人権問題については、児童虐待、いじめ、不登校、貧困、ヤングケアラーなどが大きな社会問題となっています。こうした問題は被害者側から声を上げることは難しいため、周りの人が異常にいち早く気づき、迅速に支援していくことが重要です。

子どもを取り巻く課題が深刻化する中、子ども一人ひとりを権利の主体としてその人権を尊重する社会の構築が求められています。

そのため、「基本目標1 子どもの人権の尊重」の目標達成に向け、「子どもの権利擁護の推進」「児童虐待防止対策の推進」「困難に直面する子どもへの支援」の3つの推進施策に取り組んでいきます。

全ての子どもが人として尊重され、次代の町を担う存在として尊重されるよう、積極的な啓発活動を行うとともに、全ての子どもと子育て家庭、妊産婦を対象とした、子育ての悩み相談や、虐待の情報収集、児童相談所や医療機関等との連絡調整等を担うこども家庭センター「すくすく」を中心として、子どもの権利擁護を推進していきます。

(1) 子どもの権利擁護の推進

子どもの人権を確保するためには、子ども自身がお互いの人権を尊重しあうことの大切さを理解することが大切です。また、地域住民においてもお互いが価値観の多様性を認めて理解しあい、協力していくことで、基本的な人権についての理解が深まっていきます。

子どもの人権に関わる課題に対しては関係機関との連携が必要となることから、幼稚園や学校、医療機関などの関係機関や、民生委員児童委員等を通して、児童虐待等の恐れのある家庭の情報収集に努めるとともに、中央児童相談所と連携し、協議会や個別ケース検討会議において、情報の共有と課題解決に向けた協議を行っていきます。

さらに、小・中学校の人権教育をはじめ、町民への「子どもの権利条約」及び「いじめ防止対策推進法」の啓発・普及に努めるとともに、こども家庭センター「すくすく」や関係機関との連携による情報の共有化を図り、子どもの人権擁護のための取り組みを推進します。

【主要施策一覧】

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	こども家庭センター「すくすく」の運営	安心して子育てができるよう、妊娠・出産・子育てに関する情報を提供し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一貫した切れ目のない支援を行います。	0～18 歳 家族 妊産婦	すくすく (健康福祉課)
2	相談窓口の充実	児童虐待や障がい・育成、就学・就労などについて保護者や関係者が相談できる環境を整えるため、窓口直接や電話での随時相談に応じる体制を整備し周知します。また、児童相談所、関係機関と連携を図り、相談援助活動を行います。	0～18 歳 保護者	すくすく (健康福祉課)
3	*養育支援訪問事業の整備	継続的支援が必要な家庭を支援するため、計画的に定期的な訪問や相談を実施し、育児の情報提供や各種指導を実施します。	0～18 歳	すくすく (健康福祉課)
4	*子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化のため、調整機関職員やネットワーク構成（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図ります。	すくすく (健康福祉課)	健康福祉課
5	子育て世帯訪問支援事業	家庭や養育環境を整え、虐待リスク度の高まりを未然に防ぐため、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等、または支援を要するヤングケアラーを含めた家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する相談や援助を行います。	0～18 歳 家族 妊産婦	健康福祉課
6	親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を目的として、子どもの発達状況等に応じた情報提供、相談、助言を行う、国が示した新たな事業です。「ペアレントトレーニング」を実施し、事業の推進を図ります。	0～18 歳 保護者	すくすく (健康福祉課)
7	子どもの権利に関する啓発	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」及び「いじめ防止対策推進法」の啓発・普及に努めます。	0～18 歳 保護者	健康福祉課 教育文化課
8	人権相談事業	関係機関と連携して相談に当たるとともに、法務省人権擁護局で開設している「子どもの人権 110 番」の周知を図り、子育て家庭の不安軽減に努めます。	0～18 歳 家族	健康福祉課 教育文化課

(2) 児童虐待防止対策の推進

全国各地で虐待に関する問題が深刻化しており、児童虐待の早期発見・早期対応及び児童虐待の被害を受けた児童に対して適切な保護を行うことは喫緊の課題となっています。児童虐待が発生する背景としては、核家族化に伴う育児の孤立、人間関係の希薄化、家族の経済的困窮など様々な要因が指摘されています。

本町では保護者や関係者が随時相談できる相談窓口を設置し、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の解決に向けた相談援助活動を行っています。

地域住民に対しては、児童虐待防止に向けた啓発活動を継続して実施することが重要であるため、啓発活動の充実に努めるとともに、今後も子どもの人権を尊重し、心身の健全な成長が図られるよう、虐待防止に向けた取り組みを進めていきます。

【主要施策一覧】

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	相談窓口の充実（再掲）	児童虐待や障がい・育成、就学・就労などについて保護者や関係者が相談できる環境を整えるため、窓口直接や電話での随時相談に応じる体制を整備し周知します。また、児童相談所、関係機関と連携を図り、相談援助活動を行います。	0～18 歳 保護者	すくすく （健康福祉課）
2	子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家庭や養育環境を整え、虐待リスク度の高まりを未然に防ぐため、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等、または支援を要するヤングケアラーを含めた家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する相談や援助を行います。	0～18 歳 家族 妊産婦	健康福祉課
3	子ども虐待防止の啓発	毎年、子ども虐待予防に関する内容を町の広報紙や町ホームページに掲載します。	0～18 歳 保護者	すくすく （健康福祉課）

(3) 困難に直面する子どもへの支援

成長過程における子どもたちが抱える悩みや困難は多岐にわたりますが、こころの問題やいじめ、ひきこもり、不登校、ヤングケアラーなど、抱える困難が複雑・深刻化し、解決が難しくなってしまうケースも少なくありません。

課題解決に向けては、支援を必要とする子どもや家庭の早期発見に努めることが重要であり、専門的な関係機関と連携しながら継続的な支援を続けていくことが必要です。

子ども自身やその家族が抱える様々な悩み、課題を身近に相談できる体制を強化するとともに、関係機関・団体と連携し、専門的な見地から支援を継続的に実施していく体制づくりを図ります。

【主要施策一覧】

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	不登校等に対する相談体制の整備強化	不登校児童生徒に対応するため、定期的に不登校児童生徒調査を行い、その把握に努めます。また、各学校において保護者面談を行うとともにスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の強化に努めます。	小学生 中学生	教育文化課
2	児童育成支援拠点事業の実施体制の整備	家庭や学校に居場所のない児童等についてアセスメントし、児童の状況に応じた支援を包括的に提供するため、事業の実施体制を検討します。	0～18 歳	健康福祉課
3	子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家庭や養育環境を整え、虐待リスク度の高まりを未然に防ぐため、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等、または支援を要するヤングケアラーを含めた過程を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する相談や援助を行います。	0～18 歳 家族 妊産婦	健康福祉課
4	スクールカウンセラーの活用	子どもたちの内面に抱えるストレスや不満を解消するため、スクールカウンセラーを配置し、活用します。	小学生 中学生	教育文化課
5	スクールソーシャルワーカーの活用	小中学生、保護者、教職員に対して福祉の立場から、生徒指導上の課題について支援を行います。 また、スクールカウンセラーと連携してヤングケアラーなど、支援が必要な子どもを特定し、関係機関に紹介します。	0～15 歳 家族	教育文化課
6	教育支援	長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学習等の援助を行いながら、社会的自立を目標とした支援を行います。	小学生 中学生 保護者	教育文化課

基本目標2 母子の健康の確保及び増進

子どもが健やかに生まれ成長していくためには、妊娠・出産・育児についての知識を得ることはもちろん、母子の心身の健康が何よりも重要です。子育てを通じて親子が絆を深め、心身ともに健やかな日々を送ることができるよう、妊娠・出産期、乳幼児期を通じたきめ細かい支援が求められています。

そのため、「基本目標2 母子の健康の確保及び増進」の目標達成に向け、「妊娠・出産期の支援」「健康・保健教育の推進」「子ども医療の支援」の3つの推進施策に取り組んでいきます。

町と関係機関が密に連携しながら、子どもを安心して産み育てることのできるまちづくりを進めていきます。

(1) 妊娠・出産期の支援

少子化・核家族化・晩婚化が進み、子育て環境が変化する中、妊娠・出産について不安を抱えるケースや支援が必要な家庭もあることから、一人ひとりに寄り添った妊娠中のケアや出産後のサポートが必要とされています。

本町では、妊婦全戸訪問や乳児家庭全戸訪問、各種健康診査など様々な場において、保健師等の専門スタッフによる健康状態の把握や相談支援、育児のアドバイスを行い、母子の健康づくりと不安の解消に向けた取り組みを実施しています。また、町の独自支援として、妊婦全戸訪問時におむつや子ども用食器を詰めた育児パッケージのプレゼントを行い、出産後からスムーズに子育てができるよう支援しています。

今後も、子育て家庭が安心して子育てができるよう、時代やニーズの変化を注視しながら、既存の母子保健事業の内容の充実と質の向上に努めていきます。

【主要施策一覧】 *印は、子ども・子育て支援法第59条による推進事業

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	*妊産婦への支援の充実	妊娠中の健康管理のため、母子健康手帳交付日を設け、保健師等による妊婦相談・指導を実施します。また、継続して支援が必要な者に対しては、訪問等を行い支援します。 さらに、妊娠中の疾病や異常の早期発見のため、妊婦健康診査や精密健康診査、歯科検診の費用を助成し、経済的軽減を図る支援を実施します。 ・母子健康手帳交付、妊婦相談 ・妊産婦一般健康診査 ・妊産婦への喫煙・飲酒防止教育の推進 ・妊婦全戸訪問指導 ・栄養相談 ・新生児全戸訪問指導 ・父親、母親教室への参加促進等	妊婦 家族	すくすく (健康福祉課)
2	*乳児家庭全戸訪問事業の推進	保護者が安心して子育てできる環境を整えるため、生後4か月までの乳児のいる家庭を対象に保健師等が家庭訪問し、発育・発達を確認して相談等を実施します。	0歳 保護者	すくすく (健康福祉課)

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
3	妊婦等包括相談支援事業	妊産婦や配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。	妊産婦 家族	すくすく （健康福祉課）
4	妊婦のための支援給付	妊婦を対象として、妊娠による心身の負担軽減のため、妊婦であることの認定後に5万円、妊娠している子どもの人数の届け出時に妊娠している子どもの子どもの数×5万円を支給します。	妊産婦	すくすく （健康福祉課）

【町独自の支援・助成】

No.	事業名	内 容	担当課
1	すくすく育児パッケージプレゼント&訪問指導	妊娠 34 週前後に妊婦全戸訪問を実施し、育児に必要な育児用品をプレゼントします。また、妊娠中の健康管理の確認と産後の育児のアドバイス及び川島隆太先生の著書で育児に関する本『頭のよい子に育てるために今すぐ絶対やるべきこと』の配付を行います。	すくすく （健康福祉課）
2	ベビースケール貸出事業	母乳育児の推進と出産直後の育児不安解消のため、産後2か月を目安にベビースケール（新生児用体重計）を無料で貸し出します。	すくすく （健康福祉課）
3	妊婦・出産ママ交通費助成事業	交通手段に不自由する妊産婦への支援として、急な体調の変化や通院に対応できるように、母子手帳交付時にタクシー券を給付します。	すくすく （健康福祉課）
4	不妊治療助成事業	特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、医療保険適用後の自己負担分について助成します。	すくすく （健康福祉課）

（２）健康・保健教育の推進

親子が心身ともに健康であることは何物にも代えがたく、親子が健康を保ち、健やかな毎日を過ごすことができるよう、健康・保健に関して、きめ細かい配慮に基づいた支援が必要です。

本町では、乳幼児健康診査において、母子及び子育て家庭の一貫した健康の管理と保持増進を図っています。また、安定した生活リズムが子どもの健全な育成や成長にとって重要であることから、早寝・早起きなどの生活習慣の大切さを伝えるとともに、子どもと保護者が望ましい食習慣について学習する機会を提供するため、食育教育を実施し、子育て家庭と連携を図った取り組みを推進してきました。

今後も、母子保健事業の内容充実努めるとともに、子どもの発達段階に応じた食育や、健康に関する事業・教育を進めていきます。

【主要施策一覧】＊印は、子ども・子育て支援法第59条による推進事業

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	＊乳幼児健康 診査の充実	乳幼児の異常の早期発見へつなげるため、乳児期、幼児期の適切な時期に乳幼児健康診査を実施します。 さらに、乳幼児期の健全な発育、発達のため、保護者へ栄養・歯科指導、各種教室等を行います。健康診査後、継続的支援が必要な乳幼児には事後指導や訪問、相談を継続的に実施します。 また、保護者の健康への意識向上を図るため、保護者に対して体組成計による測定や歯科検診、尿中塩分濃度測定を実施します。 ・1か月児健康診査 ・4・7か月児健康診査 ・10～11か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳6か月児健康診査 ・5歳児健康診査 ・栄養相談 ・フッ化物塗布 ・むし歯予防教室等	0～5歳 保護者	すくすく (健康福祉課)
2	育児相談の充 実	保護者が安心して子育てでできる相談事業の充実を図るため、育児相談日を設け保健師等により個別相談及び発育測定を実施し、子どもの健康状態を確認し、保護者が子育てに関して、不安や悩みなどを気軽に相談できるよう支援します。また、随時電話やメール、子育て支援アプリオンラインによる相談も実施します。	0～5歳 保護者	すくすく (健康福祉課)
3	産後ケア事業 の実施	産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、福島県助産師会に委託して、事業を行います。	出産後1年未満 の母子	すくすく (健康福祉課)
4	＊妊産婦への 支 援 の 充 実 (再掲)	妊娠中の健康管理のため、母子健康手帳交付日を設け、保健師等による妊婦相談・指導を実施します。また、継続して支援が必要な者に対しては、訪問等を行い支援します。 さらに、妊娠中の疾病や異常の早期発見のため、妊婦健康診査や精密健康診査、歯科検診の費用を助成し、経済的軽減を図る支援を実施します。 ・母子健康手帳交付、妊婦相談 ・妊産婦一般健康診査 ・妊産婦への喫煙・飲酒防止教育の推進 ・妊婦全戸訪問指導 ・栄養相談 ・新生児全戸訪問指導 ・父親、母親教室への参加促進等	妊婦 家族	すくすく (健康福祉課)
5	生活習慣確立 のための教 育・支援	子どもの心身の健康を育む正しい生活習慣・生活リズムの構築のために、保護者や子どもを対象に、「早寝・早起き・朝ごはん」の実践をはじめとした各取り組みの普及・教育を、健診や幼稚園、認定こども園、学校で実施します。	0～15歳 保護者	すくすく (健康福祉課) 教育文化課
6	食育の推進	子どもの健康な体づくりを支援するため、保護者や子どもを対象に調理実習や食育指導・栄養相談を実施します。	0～15歳 保護者	すくすく (健康福祉課)
		子どもの望ましい食習慣づくりのため、幼稚園や認定こども園において、子どもたちへの食育教育を実施します。また、家庭との連携を図った取り組みを推進します。	幼稚園児 認定こども園児 保護者	教育文化課
		児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、各学校において食育教育を教育課程に位置づけし、各学期毎、指導目標を掲げ指導に努めます。	小学生 中学生	教育文化課

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
7	思春期対策・支援の推進	子どもの思春期に起こる心と体の悩み等に適切な対応をするため、学校保健と連携を図った取り組みを行います。また、教室等の開催を行い、子どもたちに飲酒や喫煙の危険性、生命や自分の命、子育ての大切さを学ぶ機会を作ります。	小学生 中学生 高校生 保護者	健康福祉課
		児童生徒に適切な思春期対策を行うため、各学校において健康安全教育全体計画を教育課程に位置づけ、保健指導・学習に努めます。また、保護者に対しては、学校便りや家庭教育学級を通して啓発活動を行います。	小学生 中学生 保護者	教育文化課
8	放射線への不安軽減	幼稚園児と児童生徒に安全で安心な給食を提供するため、学校給食センターで調理した給食の食品検査を毎日配膳前に実施し、育児中の保護者の不安解消に努めます。	幼稚園児 小学生 中学生 保護者	教育文化課
		町民の「食」の安全安心のため、自家消費野菜、給食等の食品放射能濃度測定を学校給食センターにおいて実施します。	町民	生活環境課

(3) 子ども医療の支援

子どもの成長過程においては、子どもが病気やけがをすることは避けられません。子どもを安心して生み育てられる環境を整備する上で、医療機関の充実や医療費の負担軽減は重要です。

本町では、保護者の経済的な負担を軽減するため、子ども医療費助成や任意予防接種の助成を行っているほか、休日担当医のホームページへの掲載など情報提供の充実を図り、子どもたちが健やかに成長できるよう努めてきました。

今後も引き続き、各種助成を実施するとともに、小児救急医療の充実のため、近隣の自治体や救急指定病院、消防署等の関係機関との連携をより強化していきます。

【主要施策一覧】＊印は、子ども・子育て支援法第59条による推進事業

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	子ども医療費の助成	子どもの健康増進と保護者の負担軽減のため、子ども医療費助成を実施します。対象となる医療費は、入院・通院にかかる保健診療分の一部負担金と入院時における食事療養費、補装具等。	満18歳に達するまでの児童	健康福祉課
2	医療機関等との連携強化	小児救急医療の充実のため、近隣の自治体や救急指定の病院、消防署等の関係機関との連携を強化します。	関係機関	すくすく (健康福祉課)
3	「福島県救急電話相談」の設置	急な病気やけがへの応急手当の方法や受診・救急車要請の必要性に対して専門家から助言を行い、利用者が対処方法を判断する支援をします。	急に具合が悪くなった県内在住者	福島県、県内 全市町村
4	予防接種の実施	感染症のまん延及び疾病の発症を防ぐため、予防接種法によって定められた各予防接種の実施と啓発を行います。	0～18歳	すくすく (健康福祉課)

【町独自の支援・助成】

No.	事業名	内 容	担当課
1	予防接種費用助成	おたふくかぜ、成人風疹、インフルエンザ等の任意接種の予防接種費用を一部または全額助成します。	健康福祉課

基本目標3 地域における子育て支援の充実

子どもを取り巻く環境や社会は、少子化や女性就業率の増加、就業形態・価値観の多様化、コロナ禍を経て、未だ改善すべき問題が多くあります。かつては地域の相互扶助機能が高く、多くの地域でお互いに助け合う生活が営まれていましたが、近年は核家族化の進行等とともに地域の見守りやコミュニティのつながりが希薄化し、子育てに孤独感、負担感を感じている子育て家庭も少なくありません。

このような中、子育て家庭から求められているのは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、子どもが地域の中で温かく見守られながら健やかに成長していくことのできる環境です。家族の協力のもと、子育て家庭が行政の提供するサービスを利用し、また、地域から様々な場面で支えられながら子育てができるしくみや意識づくりが必要です。

そのため、「基本目標3 地域における子育て支援」の目標達成に向け、「子育て支援サービスの充実」「子育て支援のネットワークづくり」の2つの推進施策に取り組んでいきます。

だれもが安心して子育てができる「子育てがしやすいまち」を目指し、各施策の充実を図ります。

(1) 子育て支援サービスの充実

女性の就労率が上がり、共働き家庭が一般化している現在では、保護者の子育て支援サービスに対する期待は高く、保育需要や教育・保育の質については引き続き注視が必要です。

本町では、保育所における延長保育や幼稚園での預かり保育をはじめ、小学生の放課後児童保育など、共働き家庭等への様々な子育て支援を行ってきました。待機児童については、現在、待機児童「ゼロ」の状態を継続しています。

ニーズ調査の結果によると、『(本町は) 子育てしやすいと思う』と回答した保護者が8割以上と高評価をいただき、町の取り組みがある程度評価されたものと捉えておりますが、全ての子育て家庭が「これからも桑折町で子育てしたい」「桑折町は子育てしやすい」と思える町であり続けるよう、既存サービスのさらなる質の向上や、子育て支援の情報提供の充実、時代のトレンドを反映した新たなニーズに対応する子育て支援サービスの検討・提供に努めていきます。

【主要施策一覧】 *印は、子ども・子育て支援法第59条による推進事業

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	*病児・病後児保育事業の推進	保護者が安心して就労できる環境を整えるため、就労等により家庭での保育ができない風邪等の疾病の子ども、病後間もない子どもを対象に、保育ができる支援体制整備について検討します。また、令和7年度開園の認定こども園の園児を対象に、自園型の病児・病後児保育事業を実施します。	0～5歳	教育文化課
2	*一時預かり事業の充実	保護者が一時的な事情により家庭での保育が困難な状況に対応できる環境を整備するため、在宅の子どもを対象により認定こども園で一時預かり事業を実施します。	0～5歳の在宅児	健康福祉課

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
		保護者が安心して就労できる環境を整えるため、就労等により家庭での保育ができない町内幼稚園、認定こども園に通園する園児を対象に預かり保育を実施します。また、緊急に必要な場合の臨時預かり保育も実施します。	幼稚園児 認定こども園児	教育文化課
3	*延長保育事業の推進	保護者が安心して就労等できる環境を整えるため、認定こども園の子どもを対象に延長保育を実施します。	認定こども園児	教育文化課
4	*地域子育て支援拠点事業の推進	乳幼児とその保護者が相互の交流を図ることができる環境を整えるため、認定こども園に事業を委託して実施します。	0～5 歳 保護者	健康福祉課
5	児童館運営の推進	児童の健全育成の拠点となり、乳幼児とその保護者や小学生等を安全安心に過ごさせるため、幼児への施設開放や放課後児童保育の実施や、地域組織活動の育成を図ります。	0～18 歳 保護者	教育文化課
6	*放課後児童クラブ運営の推進	児童の健全な育成を図り、保護者が安心して就労ができる環境を整えるため、就労により家庭での保育ができない町内の小学校に通学する児童を対象に放課後児童保育を実施します。また、緊急に必要な場合の臨時放課後児童保育も実施します。民営の学童クラブとも連携を図ります。	小学生	教育文化課
7	*利用者支援事業の推進	子どもやその保護者、または妊娠している人が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の円滑な利用ができる体制を整えるため、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整も実施します。また、安心して子育てができるよう、妊娠・出産・子育てに関する情報を提供します。	0～15 歳 保護者 家庭 妊婦	すくすく (健康福祉課)
8	地域の人材活用の推進	子どもの遊びや学習活動に地域の人が積極的に関わり、地域全体で子どもたちの成長を支えるため、地域の人材を積極的に活用します。	幼稚園児 認定こども園児 小学生 中学生	教育文化課
9	*ファミリー・サポート・センター事業の整備	乳幼児や小学生の保護者を会員とした相互援助活動を支援するため、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との連絡、調整を行う体制整備を検討します。	0～12 歳 保護者	健康福祉課
10	*子育て短期支援事業の整備	児童の健全育成を図るため、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、支援体制整備を検討します。 ・児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)) ・夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)等	0～18 歳	健康福祉課
11	*多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の整備	特定教育・保育施設等への民間事業者の新規参入については、必要に応じて検討するとともに、民間で運営する学童クラブ及び幼保連携型認定こども園と協力・連携し、相談支援等を実施しながら、円滑な運営及び教育保育等の質の向上を図ります。	民間事業者	教育文化課
12	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の整備	保護者の就労の有無にかかわらず、子どもを保育施設などに通わせることができる新たな国の事業について、令和8年度からの実施に向け、体制の整備に努めます。	0～2 歳 保護者	教育文化課
13	子育て支援の情報提供の充実	「子育て総合情報誌」、「子育てアプリ」、町ホームページやLINEなどを活用し、子育てに関する情報発信の強化を図ります。	保護者 妊婦	すくすく (健康福祉課)

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
14	児童手当等の周知	子育て家庭の経済的支援として、児童手当をはじめ各種の支援事業を周知します。	0～18 歳 保護者	健康福祉課

【町独自の支援・助成】

No.	事業名	内 容	担当課
1	一時預かり保育利用助成	就学前の乳幼児が保育施設等で一時預かり保育を利用した場合、費用の一部を助成します。（釀芳幼稚園で実施している臨時預かり保育を除く。） 助成額は、保護者負担額（保育利用料金）の1/2とし、月額上限 10,000 円（100 円未満は切り捨て）をお子さんごとに助成します。	健康福祉課
2	病児・病後児保育利用助成	就学前の乳幼児が保育施設等で病児・病後児保育を利用した場合、費用の一部を助成します。 助成額は、保護者負担額（保育利用料金）の1/2とし、月額上限 10,000 円（100 円未満は切り捨て）をお子さんごとに助成します。	教育文化課

（２）子育て支援のネットワークづくり

核家族化の進行、ライフスタイルの変化、地域社会の子育て機能の低下などに伴い、子育てに不安・負担を感じている子育て家庭が増えています。子育て仲間がいない人や緊急時などに子どもをみてもらえる親族や知人が「いない」人もいます。こうした不安感・負担感を軽減するためには、子育ての悩みを気軽に相談できる場所や親が息抜きできる場所、育児をしている仲間同士の交流が必要です。また同時に、地域全体が子どもを見守り、子育て家庭を支えることができるよう、子ども・子育てに対する町民の関心や理解を高め、子どもの成長に町民が積極的に関わることをできる環境づくりが必要です。

本町では、育児サークル運営が円滑にできるよう、関係機関同士の連携や交流を図るとともに、子育てカレンダーの発行や情報誌の作成、ホームページへの掲載などにより、育児サークルの利用促進に努めています。

今後も引き続き、育児サークル等の活動支援、情報交換や交流の場を提供していくとともに、子育て支援事業に関わる町内の施設・機関の連携を深め、子育てに関するニーズの把握や相互交流を積極的に行うことで幅広いネットワークづくりと地域ぐるみの子育てを推進していきます。

【主要施策一覧】

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	育児サークル支援の充実	育児サークルの運営が円滑にできるようにするため、関係機関同士の連携・交流を図る機会を作るとともに、子育て情報誌やカレンダーの発行をして、育児サークルの利用促進を図ります。	保護者	すくすく (健康福祉課)

基本目標4 子どもの生きる力の育成

子どもたちが一人ひとりの個性と能力を十分に活かし、豊かで幸せな人生を送るためには、これからの人生をたくましく生きていく「生きる力」の育成が重要です。子どもが幼いころから家庭、幼稚園、こども園、学校、地域など多くの場所や場面でじっくりと時間をかけて、将来を見据えた教育を進め、「生きる力」を確実に育てていく必要があります。

本町では、この「生きる力」を育むため、教育の現場、家庭や地域の教育力の向上に向けた取り組みを進めています。年少人口が減少の一途をたどり、子どもたちを取り巻く社会の移り変わりが激しい時代にあっては、「生きる力」はより一層重要性が増しています。

そのため、「基本目標4 子どもの生きる力の育成」の目標達成に向け、「次代の親となる教育」「教育環境の整備」「家庭や地域の教育力の向上」の3つの推進施策に取り組んでいきます。

次代を担う子どもたちが厳しい時代の中でも自分たちの持つ「生きる力」を発揮し、町に活力をもたらすことができるよう、各種施策を推進していきます。

(1) 次代の親となる教育の推進

少子化が進み、兄弟姉妹の数が少なく、地域のつながりが希薄になっている現在では、子どもたちが身近な場所で赤ちゃんや幼児と一緒に遊んだり、面倒をみたりする場面が少なくなっています。このような環境では、子どもたちが命の尊さや小さな子どもへの接し方を自然に学び取ることや、将来自分が子どもを育てる際に必要な父性・母性を育むことが難しくなっています。

本町では、夏休みに中学生を対象とした赤ちゃんふれあい教室を実施し、乳児についての談話を聞いたり、実際に触れ合ったりすることで子どもたちに子育ての大切さ、楽しさを学んでもらう機会を提供しています。また、小中学生を対象に、地域の住民ボランティアによる道徳や生活の分野での学習支援事業、こおり地域クラブの活動を通じて、地域の伝統、文化、生活に関する学習ができる体制を整備しています。

これから大人になり、次代の親となる世代に対し、このような人と人とのつながりを重視した取り組みを今後も進めていきます。

【主要施策一覧】

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	地域の人材活用の推進	児童生徒の学習を支援するため、地域の住民ボランティアを講師に迎え、小・中学校の要請に対応した地域の伝統、文化、産業や生活に関すること等身近な学習の機会を提供する体制を整備します。	小学生 中学生	教育文化課
2	思春期対策・支援の推進(再掲)	子どもの思春期に起こる心と体の悩み等に適切な対応をするため、学校保健と連携を図った取り組みを行う。また、教室等の開催を行い、子どもたちに飲酒や喫煙の危険性、生命や自分の命、子育ての大切さを学ぶ機会を作ります。	小学生 中学生 高校生 保護者	健康福祉課

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
		児童生徒に適切な思春期対策を行うため、各学校において健康安全教育全体計画を教育課程に位置づけ、保健指導・学習に努めます。また、保護者に対しては、学校便りや家庭教育学級を通して啓発活動を行います。	小学生 中学生 保護者	教育文化課

(2) 教育環境の整備

本町では、「人間としての基本を身に付け、強みを発揮して、たくましく未来を切り拓いていく桑折っ子」の育成を教育理念とした、「桑折町の15歳のめざす姿」を幼稚園、小・中学校の共有目標として掲げ、0～15歳までの15年間の成長を見据えた教育を実施しています。子どもの育ちと学びの連続性と一貫性を大切にした教育の充実、家庭・地域・学校のそれぞれの教育の充実を図っています。令和6年に「桑折町小・中学校のあり方検討委員会」を立ち上げ、よりよい学習環境のありかたについて幅広い視野と長期的な見通しをもった検討を進めています。

また、教育にかかる保護者の経済的負担の軽減のため、幼稚園、小・中学校の給食費無償化をはじめ、制服の支給、児童・生徒を対象とした学習塾の開催、生徒を対象とした英検受験料の助成などを行い、子どもたちの教育環境の向上に力を入れています。

次代の担い手である子どもたちが「人間としての基本」をしっかりと身に付け、自立した人間としてたくましく未来を切り拓いていくことができるよう、引き続き、幼稚園、小・中学校の教育内容の充実はもとより、効率の良い学校運営体制と教職員の指導力の向上に努めるとともに、保護者に向けては各種支援・助成を実施していきます。

【主要施策一覧】

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	総合的な学習の充実	特色ある総合的な学習を実施するため、小学校では地域性を活かした総合学習、中学校では生徒が計画した校外学習等（職場体験）を実施します。	小学生 中学生	教育文化課
2	学力の向上に関する支援	小・中学生を対象に学習塾を開設し、児童生徒の学力向上を図ります。また、醸芳中学校に在籍する生徒の英検受験料の補助を実施します。	小学生 中学生	教育文化課
3	不登校等に対する相談体制の整備強化（再掲）	不登校児童生徒に対応するため、定期的に不登校児童生徒調査を行い、その把握に努めます。また、各学校において保護者面談を行うとともにスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の強化に努めます。	小学生 中学生	教育文化課
4	情報モラル教育の推進	児童生徒に情報社会で安全に生活できる知識や態度を身に付けさせるために、小・中学校において、情報社会における正しい判断や望ましい態度及びセキュリティの知識・技術、健康への意識等について適切な指導を行います。	小学生 中学生	教育文化課
5	教職員研修の充実	幼稚園の教職員研修の充実を図るため、園外研修への参加、外部講師を招いての園内研修（保育研究会、講話、実技指導）を実施します。	幼稚園教職員	教育文化課

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
		小中学校の教員研修の充実を図るため、福島県教育委員会主催の研修会への参加や町独自の各種委員会の開催及び授業研究会を実施します。	小中学校教員	教育文化課
6	就学前児の保育教育の充実	就学前児の保育教育充実のため、保育計画に基づき保育・教育を行います。	幼稚園児 認定こども園児	教育文化課
7	情報の提供・啓発活動の推進	保護者に幼稚園や認定こども園の保育・教育についての理解を図るため、園だよりやホームページによる保育内容や時宜に応じた関係情報を発信します。また、家庭教育学級等において啓発活動を行います。	幼稚園児 認定こども園児 保護者	教育文化課
8	*実費徴収に係る補足給付を行う事業の推進	保護者の経済的負担の軽減を図るため、世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具給食費、制服等その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する体制を整備します。	保護者	教育文化課
9	教育に係る経済的負担軽減の整備	収入基準に該当する準要保護児童生徒世帯の経済的負担軽減のため、各種限度額の範囲内で学用品費等を支給する体制を整備します。	小学生 中学生 保護者	教育文化課
		家庭の経済的理由から進学することが困難と認められる生徒や学生等に対し、入学支度金や就学資金の貸与を行います。	中学生 高校生	教育文化課

【町独自の支援・助成】

No.	事業名	内 容	担当課
1	給食費助成	小中学生、幼稚園児、認定こども園児（長期休業期間を除く）の給食費を無料とし、子育て世代の経済的負担を軽減します。年間一人当たり、幼稚園児 52,000 円程度、小学生 57,000 円程度、中学生は 67,000 円程度家庭の負担が軽減とされます。	教育文化課
2	入園祝い品制服支給	新入園児に対して、町から入園祝いとして、制服（スモック 5,000 円程度）を支給します。	教育文化課
3	小・中学校入学祝い品制服支給	町内小・中学校の新入生及び町外からの転入児童生徒に対して、町から入学祝いとして、制服（冬服の上下。小学校は 14,000～18,000 円程度、中学校は 32,000～36,000 円程度）を支給します。	教育文化課
4	桑折学習塾	子どもたちに一層豊かな教育環境を提供する取り組みの一環として、小・中学生を対象に、土曜日に学習塾を開設します（参加費無料）。	教育文化課
5	英検受験料助成	外国語教育の充実を図るため、醸芳中学校に在籍する生徒の英検受験料を半額助成します。	教育文化課
6	奨学資金貸与	家庭の経済的理由により、高等学校や大学等に進学することが困難と認められる生徒や学生等を対象に、入学支度金や就学資金の貸与を行っています。（応募条件あり）	教育文化課
7	認定こども園延長保育料助成事業	延長保育料について、保護者負担が生じないように事業者に対して町で助成します。	教育文化課
8	認定こども園（臨時）預かり保育料助成事業	（臨時）預かり保育料について、醸芳幼稚園と同程度の保護者負担となるように事業者に対して町で助成します。	教育文化課
9	認定こども園制服購入費助成事業	醸芳幼稚園の制服相当分を事業者に対して助成します。	教育文化課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの教育は、学校のみならず家庭や地域においても行われるものです。最も身近な場である家庭での教育は非常に重要であり、子どもの社会性や人と人とのつながりを育むことのできる地域での教育も必要です。

本町では、読書習慣を身に付けるため幼児期からの取り組みに力を入れているほか、家庭の教育力向上を図るため、保護者を対象とした家庭教育に関する講演会を実施しています。また、地域の教育力向上については、地域人材による活動において、子どもたちが地域の大人の力を借りて、新しい知識の習得やコミュニケーション能力を高めています。

今後も、子育て家庭が家庭内における教育の大切さを理解し、保護者が自信を持って家庭内教育に取り組めるよう、家庭との連携を図った取り組みを進めるとともに、様々な催しや講演会の実施に努めます。地域の教育力については、地域の大人が子どもたちの教育に積極的に参加していく意識の高揚を図りつつ、ボランティアや関係団体の活動を支援していきます。

【主要施策一覧】

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	読書推進事業の推進	乳幼児が絵本に触れ、興味関心を持てるように、乳幼児健診やイベントでの絵本の読み聞かせを行うとともに、親子のコミュニケーションツールとして家庭での読み聞かせを推進します。	0～5 歳 保護者	すくすく (健康福祉課)
		0～15歳の子どもが読書習慣を身に付けやすくするために、桑折町読書活動推進計画に基づき、町の図書室「遊学館よも～よ」での本の購入や読書推進のためのイベントの充実、おはなし会の開催など、読書環境の整備及び事業推進に努めます。	0～15 歳 保護者	教育文化課
		幼稚園児や認定こども園児に読書習慣を身に付けさせるため、桑折町読書活動推進計画に基づき、幼稚園・認定こども園において読書環境の整備に努めます。また、家庭における読み聞かせの推進など家庭との連携を図った取り組みを推進します。	幼稚園児 認定こども園児 保護者	教育文化課
		小・中学生に読書習慣を身に付けさせるため、桑折町読書活動推進計画に基づき、各学校において読書環境の整備に努めます。また、「家読の日」を設けるなど家庭との連携を図った取り組みを推進します。	小学生 中学生 保護者	教育文化課
2	家庭の教育力向上事業の充実	家庭の教育力向上を図るため、保護者を対象とした家庭教育に関する講演会を実施します。	保護者	教育文化課
		家庭の教育力向上を図るため、幼稚園や小学校、PTA、地域の団体等において、親子活動や家庭教育学級を実施する際に、講師の紹介や謝礼金の援助を行い、各施設や団体での取り組みを促進します。	保護者	教育文化課
3	育児サークル支援の充実(再掲)	育児サークルの運営が円滑にできるようにするため、関係機関同士の連携・交流を図る機会を作るとともに、子育て情報誌やカレンダーの発行をして、育児サークルの利用促進を図ります。	保護者	すくすく (健康福祉課)
4	地域の人材活用の推進	子どもの遊びや学習活動に地域の人々が積極的に関わり地域全体で子どもたちを育てていく意識の高揚を図るため、公民館事業や地域の団体、認定こども園・幼・小・中の保育・教育の中に、体験活動・ボランティア活動支援センターを通して地域の人材を派遣します。また、情報誌等により活動の様子を地域全体に周知し、地域の人材の新規登録を推進します。	町民	教育文化課

基本目標5 子育てを支援する安全・安心なまちづくり

子どもの健やかな成長のためには、子どもと子育て家庭を取り巻く生活環境の質の向上が重要です。快適で良質な住環境や子どもの遊び場、地域住民の憩いの場でもある身近な公園の整備、公共施設等のバリアフリー化などが必要です。

また同時に、子どもが犯罪や交通事故、災害の被害に遭わぬよう、幼児期からの交通安全等の意識啓発、犯罪を防止するまちづくり、道路交通環境の整備等が必要です。

そのため、「基本目標5 子育てを支援する安全・安心なまちづくり」の目標達成に向け、「子育てを支援する生活環境の整備」「子どもの安全の確保」の2つの推進施策に取り組んでいきます。

子育て世代はもちろんのこと、町に暮らす全ての人が安全に安心して生活できるまちづくりを進めていきます。

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

生活環境は、子どもの成長にとって大変重要です。日々の生活を良質な住環境で過ごし、地域の身近な遊び場や公園で元気いっぱい遊ぶことは、子どもの健やかな成長を促します。

本町では、若い世代の定住促進に向けた子育て世帯定住促進住宅の整備をはじめ、多目的複合施設「イコーゼ！」の利用促進、町民の交流や子どもたちの遊び場となる公園の整備、民間活力による商業施設を核とした「交流」「子育て」等の機能を持つ複合施設の整備など、子育てを支援する生活環境整備を行ってきました。

今後も引き続き、子どもや子育て家庭のニーズを踏まえながら、より良い生活環境の整備を進め、住みよいまちづくりに取り組んでいきます。

【主要施策一覧】

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	町営住宅整備事業の推進	町民の町営住宅ニーズに対応するため、公的賃貸住宅の適正供給に努めます。また、若者世帯の定住促進のため、子育て世帯定住促進住宅を拡充します。	町民	建設水道課
2	公園の適正管理	町民が、自由に伸び伸びと利用できる環境を整えるため、各公園の適正管理や、施設の点検等を実施します。	町民	建設水道課 産業振興課 教育文化課
3	多目的複合施設利用の推進	子どもが安心して遊べる場の提供として屋内温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ！」の利用促進を図ります。また、親子で楽しめる教室や講座等を開催するとともに体力づくりやスキル向上にも役立てるよう努めていきます。	町民	教育文化課
4	賑わい創出拠点づくり事業	「福島蚕糸跡地に整備された商業施設を核とした「交流」「子育て」などの機能を持つ複合施設と連携し、町民の利便性向上と町なかの賑わい創出につなげていきます。	町民 民間事業者	産業振興課
5	桑折町結婚新生活支援事業	結婚しやすい環境を整備し少子化対策を図るため、町内に居住する新婚夫婦（合計所得 500 万円未満）が結婚に伴い発生する住居費や引っ越し費用等について、夫婦ともに 29 歳以下の世帯は 60 万円 39 歳以下の世帯は 30 万円を上限に補助金として交付します。	新婚夫婦	健康福祉課

【町独自の支援・助成】

No.	事業名	内 容	担当課
1	桑折町若者定住促進事業補助金	町内への定住を促し、町内に居住した若い世代の経済的負担を軽減するため、マイホーム（中古住宅含む）を新規取得、または住宅リフォームを行った若者（45歳未満）に補助金として最大40万円を交付します。 なお、県外移住者がマイホームを新規取得した場合には、「来て ふくしま住宅取得支援事業」を活用し、さらに最大50万円の補助金を加算して交付します。 また、本町では、東邦銀行・福島信用金庫・住宅金融支援機構から住宅ローンを借り入れる町外転入者に対し一定の金利を引き下げる協定を締結しています。	建設水道課
2	桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金	町内への定住を促し、若者（45歳未満）の婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、町内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯（婚姻届を出してから1年以内の夫婦）に対して、家賃の一部を補助金として交付します。 補助金の額は、家賃代から勤務先で支給される住宅手当等を差し引いた額の1/2とし、月額上限10,000円を最長2年間交付。	建設水道課
3	子育て世帯定住促進住宅	桑折駅前団地の一部を、町への定住を希望する子育て世帯を対象とした住宅「スモーヨ」として入居者を募集します。家賃は65,000円～50,000円で、同居する子供の人数により変動します。	建設水道課

（2）子どもの安全の確保

近年は子どもが加害者となってしまう「闇バイト」などの悪質な犯罪や、社会の高齢化に伴い、高齢ドライバーによる自動車事故などの交通事故が増加しています。

本町では、学校教育や保育の現場において子どもたちの防犯意識の高揚を図るとともに、交通安全教室の実施や、ボランティア団体の防犯活動により子どもを犯罪・交通被害から守る活動を進めています。

子どもたちが犯罪事件や交通事故の被害に遭うことのないよう、行政・地域・学校・警察・防犯ボランティア等との協働による防犯体制を強化し、子どもたちの安全確保と防犯意識の向上に努めます。

【主要施策一覧】

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	幼児・児童への交通安全対策事業の推進	幼児や児童の交通事故防止のため、町が委嘱する幼児交通安全指導員による交通安全教室や交通安全協会等による立哨活動等とおして、交通安全を推進します。	幼稚園児 認定こども園児 小学生 関係機関 団体	生活環境課
2	幼児・児童への防犯対策事業の推進	幼児や児童を犯罪から守るため、防犯協会や福島北警察署桑折分庁舎と連携した安全確保活動等により、犯罪被害防止に努めます。	関係機関 団体	生活環境課
		児童・生徒を犯罪から守るため、各学校において、児童・生徒の防犯意識の高揚を図るとともに、教育課程の中に地域との連携や協力体制について位置づけます。また、防犯上緊急を要する連絡については、保護者に対し緊急連絡メールを配信し（配信できない保護者には連絡網による電話連絡）、犯罪被害防止に努めます。	小学生 中学生 学校 関係機関 団体	教育文化課
		幼稚園児、認定こども園児を犯罪から守るために、保育計画の防災計画に基づき子どもたちへの防犯意識の高揚を図ります。また、防犯上緊急を要する連絡については、保護者に対し緊急連絡メールを配信し、犯罪被害防止に努めます。	認定こども園児 幼稚園児 関係機関 団体	教育文化課

基本目標6 仕事と家庭生活の両立支援の推進

男女の社会的役割に対する意識は変わりつつあり、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、働き方に対する考え方や価値観の変化、就労形態の多様化などにより、仕事と家庭の両方を大事にしたいという男女が増えています。

しかし、仕事と育児の両立は依然として難しく、母親に家事や育児の負担が多くかかっている、長時間労働で父親が子どもと接する時間が短い、育児休業取得に対して会社の理解が得られにくいなどの課題解決には、まだ時間がかかるものと思われます。

そのため、「基本目標6 仕事と家庭の両立の推進」の目標達成に向け、「仕事と子育ての両立の支援」「多様な働き方の実現及び働き方の見直し」「家族の時間の確保・充実の推進」の3つの推進施策に取り組んでいきます。

子育て家庭が仕事と家庭生活のバランスを取り、うまく両立させながら子育てをすることができるよう、子育て支援体制を充実させていくとともに、企業に対しては子育て家庭への配慮がなされるよう各種施策を推進していきます。

(1) 仕事と子育ての両立の支援

働く女性の増加に伴い、仕事と子育て家庭を取り巻く環境は変化を続けています。

ニーズ調査の結果によると、全体の8割以上が共働き家庭となっています。子育て支援の充実に向けて町が基本にすべき考え方については、「親の就労を優先しつつ、子どもの成長・発達に配慮した子育て支援」が就学前児童、小学生の保護者ともに前回調査と比べて多くなっており、働く親のニーズが重視されています。

本町では、各種子育て支援サービスを実施するとともに、預かり保育や放課後児童保育の時間を延長するなど共働き家庭への支援を行ってきました。

今後も、子育て家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、多様なニーズに対応できる基盤の充実を進めていきます。

【主要施策一覧】 *印は、子ども・子育て支援法第59条による推進事業

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	病児・病後児保育事業の推進(再掲)	保護者が安心して就労できる環境を整えるため、就労等により家庭での保育ができない風邪等の疾病の子ども、病後間もない子どもを対象に、保育ができる支援体制整備について検討します。また、令和7年度開園の認定こども園の園児を対象に、自園型の病児・病後児保育事業を実施します。	0～5 歳	教育文化課
2	*延長保育事業の推進(再掲)	保護者が安心して就労等できる環境を整えるため認定こども園の子どもを対象に延長保育を実施します。	認定こども園児	教育文化課
3	*一時預かり事業の充実(再掲)	保護者が一時的な事情により家庭での保育が困難な状況に対応できる環境を整備するため、在宅の子どもを対象に認定こども園で一時預かり事業を実施します。	0～5 歳の在宅児	健康福祉課

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
		保護者が安心して就労できる環境を整えるため、就労等により家庭での保育ができない町内幼稚園、認定こども園に通園する園児を対象に預かり保育を実施します。また、緊急に必要な場合の臨時預かり保育も実施します。	幼稚園児 認定こども園児	教育文化課
4	*放課後児童クラブ運営の推進	児童の健全な育成を図り、保護者が安心して就労ができる環境を整えるため、就労により家庭での保育ができない町内の小学校に通学する児童を対象に放課後児童保育を実施します。また、緊急に必要な場合の臨時放課後児童保育も実施します。民営の学童クラブとも連携を図ります。	小学生	教育文化課
5	支援員の資質の向上	預かり保育と放課後児童保育支援員の資質向上を図るため、打合せ会や町内外の各種研修会に参加し、保育の充実に努めます。また、園長や児童館長との相互連絡や保育日誌の活用により、職員同士が子どもたちの情報を共有化し保育に活かす体制を整えます。	支援員	教育文化課

(2) 多様な働き方の実現及び働き方の見直し

少子高齢化の現代では、子育て家庭への理解と協力が一層求められる社会となっています。コロナ禍を経て、従来の働き方からテレワークなどの時間や場所の制限が少ない就労形態で働く親も増えています。

仕事と子育ての両立のためには、家庭内の男女がお互いに協力し合うことはもちろんのこと、企業や労働者が働き方を見直し、多様な働き方を実現していくことや育児休業制度の活用などに積極的に取り組んでいくことが必要です。

今後も第3次こおり男女共同参画プランに基づく施策を推進するとともに、国や県などの関係機関と連携を図りながら、子育てに理解や協力が得られやすい社会づくりを進めていきます。

【主要施策一覧】

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	男女共同参画社会の推進	第3次こおり男女共同参画プランに基づく、施策を推進（「就労の場における男女共同参画の促進」）するため、町民や労働者、事業主への周知徹底を図る。また、国、県からの関係法令等の情報提供を行います。	町民 労働者 事業主	総合政策課 産業振興課

(3) 家族の時間の確保・充実の推進

親子が一緒に過ごす時間は、親子の絆やコミュニケーションを深め、親は子育ての楽しさを実感し、子どもの豊かな成長につながります。また、公園や自然など身近な地域での体験や記憶は、地域への愛着を生み、将来の町づくりにもつながります。

本町では、日常的な親子のふれあいの機会をより充実させるため、子育て家庭をはじめとした利用者のニーズに一段と沿った形での環境整備や、公園・屋内施設の整備、親子が気軽に参加できるイベント等を企画・展開してきました。

少子高齢化や共働き家庭の増加、スマートフォンの普及など、子どもを取り巻く環境の変化により、親子がともに過ごす時間が少ない家庭も少なくありません。子どもの心身のすこやかな成長に資するよう、子どもとふれあう時間の確保と、その質の充実に向け支援を進めていきます。

【主要施策一覧】

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	男女共同参画社会の推進 (再掲)	第3次こおり男女共同参画プランに基づく、施策を推進（「就労の場における男女共同参画の促進」）するため、町民や労働者、事業主への周知徹底を図ります。また、国、県からの関係法令等の情報提供を行います。	町民 労働者 事業主	総合政策課 産業振興課
2	生活習慣確立のための教育・支援	子どもの心身の健康を育む正しい生活習慣・生活リズムの構築のために、保護者や子どもを対象に、「早寝・早起き・朝ごはん」の実践をはじめとした各取り組みの普及・教育を、健診や幼稚園、学校で実施します。	0～15 歳 保護者	すくすく (健康福祉課) 教育文化課
3	読書推進事業の推進(再掲)	乳幼児が絵本に触れ、興味関心を持てるように、乳幼児健診やイベントでの絵本の読み聞かせを行うとともに、親子のコミュニケーションツールとして家庭での読み聞かせを推進します。	0～15 歳 保護者	すくすく (健康福祉課)
4	親子のふれあいイベントの実施	健やかに成長できるよう、親子で参加できる遊びや読み聞かせ等の様々なイベントを企画し、親子が一緒に過ごす時間やきっかけを創出します。	0～15 歳 保護者	すくすく (健康福祉課)
5	遊びと学びの場の情報提供	子どもも大人ものびのびと遊び、学べるよう、町ホームページや「子育て総合情報誌」等で情報提供を行います。	町民	すくすく (健康福祉課)

基本目標 7 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

子育て家庭の中には、障がいのある子どもをはじめ、ひとり親家庭、貧困家庭など、特別な支援を必要としている家庭があります。

いずれも一人ひとりが置かれている状況は異なるため、支援を必要とする家庭が安心して子育てできるよう、個々のケースに応じたきめ細かい支援、総合的な支援を行う必要があります。

そのため、「基本目標 7 特に支援が必要な子どもや家庭への支援」の目標達成に向け、「障がい児支援の充実」「ひとり親家庭への支援」「子どもの貧困対策の推進」の3つの推進施策に取り組んでいきます。

支援を必要とする子どもや子育て家庭が学校や地域などで孤立することなく、必要な支援が遅延なく受けられるよう、関係機関の体制づくりと具体的施策を展開していきます。

(1) 障がい児支援の充実

障がいのある子どもの支援については、地域の身近な場所で乳幼児期から学校卒業までライフステージに沿った切れ目のない支援が受けられることが重要です。

本町では、多種多様なニーズに合わせて、町内外の障害福祉サービス事業所と連携して、個別の対応及び支援サービスの提供に努めています。

今後も引き続き、障がいの早期発見、早期療育に努めるとともに、障がいのある子どもに対する必要な相談支援や療育体制、サービス提供体制の充実、経済的負担の軽減を図ります。医療的ケア児についても身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制の構築を図ります。

【主要施策一覧】

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	障がい児自立支援の推進	身体障がい児・知的障がい児・精神障がい児等が必要に応じたサービス（児童発達支援や放課後等デイサービス等）が受けられる体制を支援するため、利用者の自己決定を尊重し、利用者本人が直接サービスを選択できる体制を整備します。	0～18 歳	健康福祉課
2	経済的支援	特別児童扶養手当や障がい児福祉手当などの経済的支援を実施します。	0～20 歳 保護者	健康福祉課
3	就学・就労相談の充実	保護者からの子どもの就学や就労相談等に応じるため、必要な情報提供ができる体制を整備します。	0～18 歳 保護者	健康福祉課
		就学に関して相談等が必要な子どもに対して適切な就学支援を行うため、就学指導審議会による所見を参考にし、就学支援を行います。また、保護者面談等は必要に応じて随時実施します。	就学前 幼稚園児 認定こども園児 小学生 中学生	教育文化課
4	障がい児の保育・教育支援の充実	障がい児の早期支援の充実を図るため、集団保育が可能な乳幼児を受け入れ、障がいの程度や種別に応じて、適切な支援を行います。また、幼稚園・小中学校に特別支援教育支援員を配置し、教育支援の充実を図ります。	幼稚園児 小学生 中学生	教育文化課
5	ことばの教室	ことばに癖があったり、うまく発音ができなかったりする子どもに対し、一人ひとりのニーズに合わせ、個別に発音の指導や話すことに関する練習を実施します。	幼稚園児 認定こども園児	教育文化課

(2) ひとり親家庭への支援

ニーズ調査の結果によると、前回調査と同様に全体の1割がひとり親家庭となっています。近年は物価上昇などの影響もあり、自由意見ではフードバンク等をはじめとした経済的支援を求める声が聞かれました。

ひとり親家庭は一般家庭に比べて子育ての負担が大きいことから、ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、経済的支援、就業支援、子育て生活支援などの総合的な支援を実施していく必要があります。

今後も身近に相談できる相談窓口を充実させるとともに、各種給付金事業や就業相談の情報提供を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を行っていきます。

【主要施策一覧】

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	相談窓口の充実	ひとり親家庭の生活相談、自立支援等の各種相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介などを行います。	0～18 歳 保護者	健康福祉課
2	経済的支援	児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成制度などの経済的支援を実施します。	0～18 歳 保護者	健康福祉課

(3) 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困が全国的に問題となっており、子ども食堂など、子どもたちを支援する取組が各地で行われています。

国においては、子どもの貧困対策法の改正案が令和6年6月に成立しました。改正後は、名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」と改められ、現在の子どもの貧困の解消とともに将来の子どもの貧困を予防すること、妊娠から出産までの切れ目ない支援、子どもの貧困が家族の責任のみではなく社会的に対策を推進する課題であることなどが盛り込まれました。

経済的に困難な状況にある世帯では、心身の健康、家庭、人間関係等に複合的で多様な問題を抱えていることが多く見られます。子どもの成長段階に応じて各種支援制度を整備することが重要です。

ニーズ調査結果によると、現在の暮らしの状況が“苦しい”と回答した割合は3割近くに上っています。経済的な理由で経験があったことについては、未就学児童・小学生ともに、家族が必要とする食料や衣服を買えなかったと回答した割合が1割半ばとなっており、厳しい暮らしぶりがうかがえます。

全ての子どもが適切な養育を受けるとともに、全ての子どもが夢や希望を持てるよう、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等に取り組んでいきます。

【主要施策一覧】

No.	主要施策	施策の概要	対 象	事業主体
1	教育に係る経済的負担軽減の整備（再掲）	収入基準に該当する準要保護児童生徒世帯の経済的負担軽減のため、各種限度額の範囲内で学用品費等を支給する体制を整備します。	小学生 中学生 保護者	教育文化課
		家庭の経済的理由から進学することが困難と認められる生徒や学生等に対し、入学支度金や就学資金の貸与を行います。	中学生 高校生	教育文化課
2	桑折学習塾（再掲）	子どもたちに一層豊かな教育環境を提供する取り組みの一環として、小・中学生を対象に、土曜日に学習塾を開設します（参加費無料）。	小学生 中学生	教育文化課
3	英検受験料助成（再掲）	外国語教育の充実を図るため、醸芳中学校に在籍する生徒の英検受験料を半額助成します。	醸芳中生	教育文化課
4	相談支援	困難をかかえる家庭について、こども家庭センターが中心となり、関係機関が連携した支援体制で、各種相談に応じた支援を行います。	0～18 歳 保護者	すくすく （健康福祉課）
5	児童手当等の周知（再掲）	子育て家庭の経済的支援として、児童手当をはじめ各種の支援事業を周知します。	0～18 歳 保護者	健康福祉課

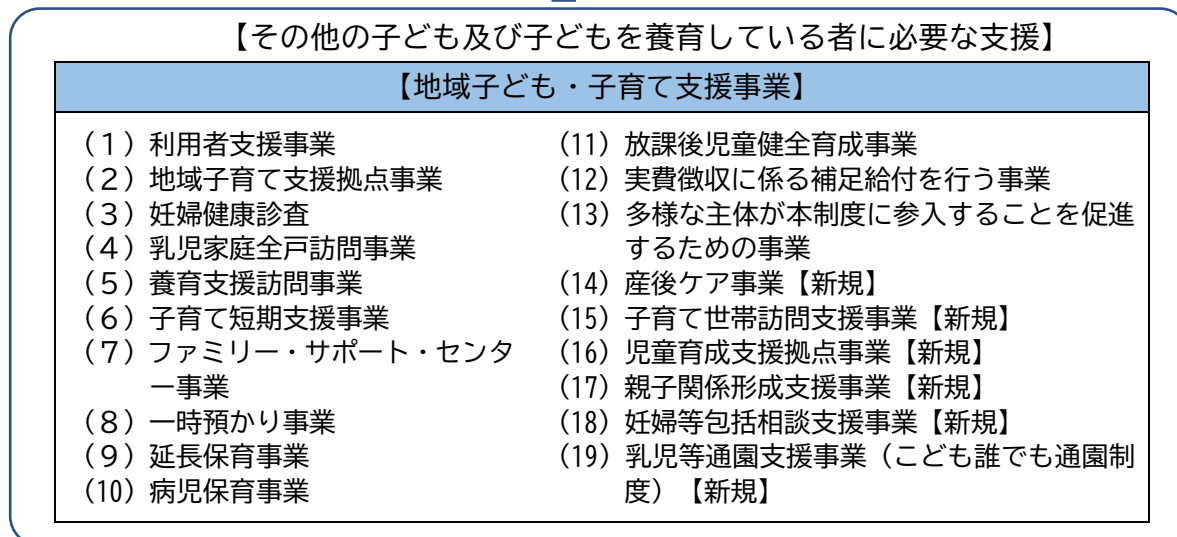
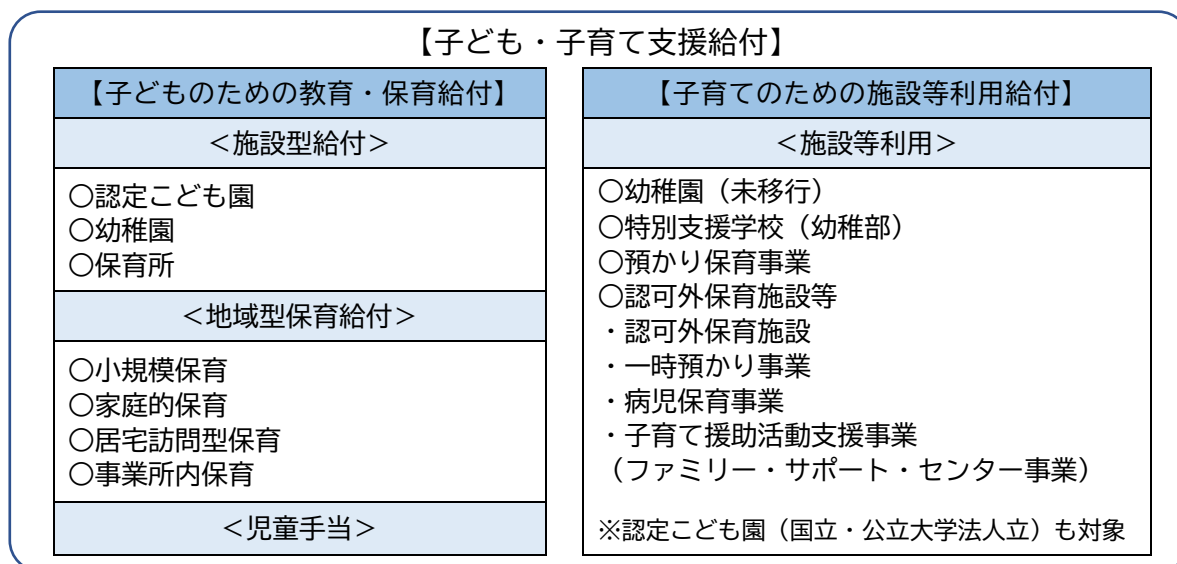
第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策

1. 子ども・子育て新制度の給付・事業について

(1) 給付と事業の全体像

子ども・子育て支援新制度は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つから構成されていましたが、令和元年10月より施行された幼児・教育の無償化の実施にあたり、「子どものための教育・保育給付」に「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

これにより、これまで「子ども・子育て支援給付」の対象外であった幼稚園（未移行）、特別支援学校（幼稚部）、預かり保育、認可外保育施設等の利用費が、「施設等利用給付」の認定を新たに受けることで無償化の対象となりました。



(2) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する「教育・保育給付の認定区分」がありましたが、幼児教育・保育の無償化に伴い、従来の「教育・保育給付」の3区分に、「施設等利用給付」の3区分が加わりました。利用できるサービス・事業は区分によって異なります。

なお、無償化の給付を受けるには、保護者全員が「保育の必要性の認定に該当する事由」のいずれかに該当し、認定を受ける必要があります。

① 教育・保育給付の認定区分

幼稚園、保育所、認定こども園、新制度に移行した私立幼稚園等を利用するために必要な認定です。

区 分	対 象 者	主な利用施設	本町の該当施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園	醸芳幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり (※幼児期の学校教育利用が強い)	幼稚園、認定こども園	認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園	認定こども園
3号認定	0歳、1～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、 地域型保育事業	醸芳幼稚園 認定こども園

② 施設等利用給付の認定区分

私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化の給付を受けるために必要な認定です。

区 分	対 象 者	主な利用施設	本町の該当施設
新1号認定	満3歳～5歳、私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）の保育料のみ無償化給付を受けるために必要な認定	私立幼稚園 特別支援学校 など	
新2号認定	3歳～5歳 ^{※1} 、私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化給付を受けるために必要な認定	認定こども園 幼稚園 特別支援学校 (満3歳児：新3号、 年少児：新2号)	認定こども園 醸芳幼稚園 預かり保育
新3号認定	0歳～2歳 ^{※2} 、住民税非課税世帯のうち、保育を必要とする理由に該当する0～2歳児が、私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化給付を受けるために必要な認定	認可外保育施設 預かり保育事業 一時預かり事業 病児保育 ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで：新3号、3歳児から：新2号）	認定こども園

※1：満3歳に達する日以後、最初の3月31日を経過した就学前児童

※2：満3歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある就学前児童

保育の必要性の認定に該当する事由	
・就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む） ・妊娠、出産（母親の健康状態に応じて利用可。産後は8週間程度を限度） ・保護者の疾病、障がい ・同居または長期入院等している親族の介護・看護 ・災害復旧	・求職活動（起業準備を含む。求職活動中の利用は、90日間が限度） ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ・虐待やDVのおそれがあること ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要（家庭で必要な保育を行うことが困難な状態）であること ・その他、上記に類する状態として町長が認める場合

（３）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督などの法に基づく事務の執行や権限の行使について、福島県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いを適宜行い、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督などについては、福島県に対し、施設などの所在、運営状況、監査状況などの情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導などの協力を要請することができることを踏まえ、福島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

2. 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施期間

(1) 量の見込み

I 【幼稚園・認定こども園】

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①見込量		162	139	112	104	114
	1号認定こども (3～5歳、保育の必要性なし)	25	23	18	14	15
	2号認定こども (3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)	137	116	94	90	99
②提供量(定員)		190	190	190	190	190
施設	醸芳幼稚園 (1号、2号認定こども)	175	175	175	175	175
	認定こども園 (1号認定こども)	15	15	15	15	15
差(②-①)		28	51	78	86	76

II 【認定こども園等】

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①見込量		141	152	163	158	155
	2号認定こども (3～5歳、保育所等利用希望者)	30	45	60	60	60
	3号認定こども(0～2歳)	111	107	103	98	95
	3号認定こども(0歳)	25	22	19	15	12
	3号認定こども(1歳)	39	38	37	36	35
	3号認定こども(2歳)	47	47	47	47	48
	2号認定こども (3～5歳、保育所等利用希望者)	60	60	60	60	60
②提供量(定員)		180	180	180	180	180
施設	認定こども園 (2号、3号認定こども)	180	180	180	180	180
	2号認定こども (3～5歳、保育所等利用希望者)	60	60	60	60	60
	3号認定こども(0歳)	24	24	24	24	24
	3号認定こども(1歳)	48	48	48	48	48
	3号認定こども(2歳)	48	48	48	48	48
差(②-①)		39	28	17	22	25

Ⅲ【施設ごとの提供量（定員）】

単位：人

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
醸芳幼稚園	175	175	175	175	175
1号認定こども（3～5歳児） 2号認定こども（3～5歳児）	175	175	175	175	175
認定こども園	195	195	195	195	195
1号認定こども（3～5歳児）	15	15	15	15	15
2号認定こども（3～5歳児）	60	60	60	60	60
3号認定こども（0～2歳児）	120	120	120	120	120
合 計	370	370	370	370	370

（２）提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町では、0～5歳児が認定こども園1か所と3～5歳児が幼稚園1園で、一貫した保育・教育の提供をしています。

定員は、Ⅰ【幼稚園・認定こども園】が190名（うち醸芳幼稚園175名、認定こども園15名）、Ⅱ【認定こども園等】は180名とし、幼稚園と当該認定こども園において、見込み量を受け入れられる体制を確保していきます。

保育・教育サービスの提供は、当該認定こども園と幼稚園で連携しながら、多様化する保育ニーズや教育の質の向上を図っていきます。

（３）幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の促進に関する体制の確保の内容

本町では令和6年度まで、適正な園規模・学級規模の維持に努め、教育内容の一層の充実を図るため、就学前教育の一貫性を保ち、同年齢の子どもと経験を共有できるよう、幼稚園と保育所を町独自の「桑折町こども園」として一体的に運営していました。

また、教育・保育に携わる職員の資質向上のための研修を行うとともに、子どもの育ちと学びを見通した指導に努めております。

令和7年4月以降は、認定こども園と、幼稚園が連携した活動を行い、幼児教育・保育における質の向上と小学校への円滑な接続を行うとともに、安定的かつ効果的な運営を図っていきます。

今後とも、本町の教育理念及び教育目標としての「15歳のめざす姿」（人間としての基本を身に付け、強みを発揮して、たくましい未来を切り開いていく桑折っ子）を意識した教育内容の充実を図るため、町内の保育・教育施設の相互連携体制をより強化していきます。

また、国際化を踏まえ、海外から帰国した幼児や外国人幼児など、外国につながる幼児が円滑な教育・保育の利用ができるよう適切な支援や配慮を行います。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

(1) 利用者支援事業

■事業の内容

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

■確保策

こども家庭センター「すくすく」において、保健師など専門職による各種相談を電話や窓口において行い、子育て家庭に寄り添った迅速な対応に努めていきます。

《第3期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（か所）	1	1	1	1	1
提供量（か所）	1	1	1	1	1
実施機関	こども家庭センター「すくすく」				

(2) 地域子育て支援拠点事業

■事業の内容

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を公共施設や保育所など利用者の身近な場所で実施する事業です。

■確保策

地域子育て支援センター運営の充実を図るため、令和7年4月から開園する認定こども園において実施する「子育て支援センター」に運営を委託し、子育て相談事業や子どもと保護者の交流の場の拡充を図ります。

《第3期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（延人/年）	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
提供量（延人/年）	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
実施機関	認定こども園（一般型、1か所）				

(3) 妊婦健康診査

■事業の内容

妊娠中の疾病や異常の発見、その発生予防のために妊婦健康診査の費用を15回分助成しています。

■確保策

引き続き、15回分の助成を実施します。

《第3期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（延件/年）	680	660	660	660	645
確保の内容	産科医療機関、助産院において実施				
実施機関	健康福祉課				

(4) 乳幼児家庭全戸訪問事業

■事業の内容

乳児がいる全家庭を保健師等が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。本町では生後2～3か月目に、乳児訪問指導を実施しています。

■確保策

引き続き、全ての子どもに対して保健師等による乳児訪問を実施します。支援が必要な家庭は養育支援訪問事業に繋げるなど、関係機関と連携して積極的な支援に努めます。

《第3期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人/年）	50	46	44	44	44
確保の内容	町保健師等による訪問				
実施機関	健康福祉課				

(5) 養育支援訪問事業

■事業の内容

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。

■確保策

引き続き、養育支援が必要な家庭に対して、町保健師等による訪問を実施します。

《第3期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（延人/年）	15	15	15	15	15
確保の内容	町保健師等による訪問				
実施機関	健康福祉課				

(6) 子育て短期支援事業

■事業の内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一時的に預かる事業です。「短期入所生活援助（ショートステイ事業）」と「夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）」があります。

■確保策

本事業は、町では未実施となっています。「国の手引き」に準じた算出方法からはニーズは見込まれませんでした。今後の町民のニーズに応じて事業の実施方策を検討します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

■事業の内容

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■確保策

本事業は、本町では未実施となっています。「国の手引き」に準じた算出方法からはニーズは見込まれませんでした。今後の町民のニーズに応じて事業の実施方策を検討します。

(8) 一時預かり事業

■事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間に幼稚園、認定こども園等で一時的に預かる事業です。本町では、幼稚園在園児を対象とした預かり保育（常時・臨時）を実施しています。

■確保策

引き続き、幼稚園在園児を対象に現在行っている預かり保育、臨時預かり保育を実施し、令和7年度からは認定こども園においても実施します。

未就園児を対象とする一時預かり事業は、新たに令和7年4月より認定こども園において実施します。

《第3期計画期間の量の見込みと確保の内容》

預かり保育	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人）	160	150	130	120	120
提供量（人）	160	150	150	150	150
実施機関	醸芳幼稚園・認定こども園				

臨時預かり保育	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（延人/年）	105	100	95	90	90
提供量（延人/年）	300	300	300	300	300
実施機関	醸芳幼稚園・認定こども園				

未就園児対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（延人/年）	60	60	60	60	60
提供量（延人/年）	60	60	60	60	60
実施機関	認定こども園				

(9) 延長保育事業

■事業の内容

通常の利用時間を超えた保育を行う事業です。町内の認定こども園において、午後6時～7時まで実施しています。

■確保策

引き続き、当該認定こども園の運営事業者において実施します。

《第3期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	12	12	12	12	12
提供量(人)	12	12	12	12	12
実施機関	認定こども園				

(10) 病児保育事業

■事業の内容

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育する事業です。

■確保策

認定こども園において、自園型の病児・病後児保育事業※を実施しています。

また、民間等の病児・病後児保育施設等を利用した場合の費用の一部を助成する事業も実施しています。

《第3期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(延人/年)	160	160	160	160	160
提供量(延人/年)	160	160	160	160	160
実施機関	認定こども園				

※自園型の病児・病後児保育事業：園児のケガや急な発熱等で保護者のお迎えを待つ間の、見守り、看護。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童保育）

■事業の内容

親の就労等により家庭で保育を受けられない小学校に通学する児童を対象に、保護者が安心して就労ができるよう、児童の健全な育成を図り、保護者に代わって児童を保育する制度です。本町では、小学校下校後から午後7時までの保育を各小学校区で実施しています。

■確保策

引き続き、各小学校区で実施し、町全体で定員225人を維持します。また、一時的に保育が必要となった場合の臨時放課後児童保育も継続します。

民営で運営する学童クラブとも連携していきます。

《第3期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人/年）	195	186	182	184	170
低学年	140	135	133	133	123
高学年	55	51	49	51	47
提供量（人/年）	225	225	225	225	225
低学年	160	160	160	160	160
高学年	65	65	65	65	65
実施機関	教育文化課				

(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

■事業の内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■確保策

給食の副食費（おかず）については、幼児教育・保育の無償化制度の開始により、実費徴収となりますが、醸芳幼稚園は独自事業による支援を行っているため、給食費はこれまで同様に無料となります。その他に入園・入学祝制服支給や小・中学校の給食費無償化を実施しております。また、令和7年4月に開園する民設民営による認定こども園においても醸芳幼稚園と同等の支援をしていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業の内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営をするための事業です。

■確保策

特定教育・保育施設等への民間事業者の新規参入については、必要に応じて検討するとともに、民間で運営する学童クラブ及び幼保連携型認定こども園と協力・連携し、相談支援等を実施しながら、円滑な運営及び教育・保育等の質の向上を図ります。

(14) 産後ケア事業【新規】

■事業の内容

産後のお母さんの身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う事業で、訪問型、日帰り型、宿泊型でケアを受けることができます。提供体制の整備を図るため、令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。

■確保策

福島県助産師会の受託施設において、提供量の確保に努めます。

《第3期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人日/年）	12	12	12	12	12
提供量（人日/年）	12	12	12	12	12
実施機関	福島県助産師会の受託施設				

(15) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

■事業の内容

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

■確保策

今後、町民のニーズに応じて事業の実施について検討します。

(16) 児童育成支援拠点事業【新規】

■事業の内容

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

■確保策

今後、町民のニーズに応じて事業の実施について検討します。

(17) 親子関係形成支援事業【新規】

■事業の内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。情報の交換ができる場を設ける事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

■確保策

令和7年度新たに健康福祉課でペアレントトレーニング事業を実施します。

《第3期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人/年）	6	6	6	6	6
提供量（人/年）	6	6	6	6	6
実施機関	健康福祉課				

(18) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

■事業の内容

妊婦・産婦や配偶者、特に0歳～2歳の低年齢期子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施する事業です。

■確保策

こども家庭センター「すくすく」において、提供量の確保に努めます。

《第3期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（回）	150	138	132	132	132
提供量（回）	150	138	132	132	132
実施機関	こども家庭センター「すくすく」				

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

■事業の内容

保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が保護者の方と一緒に施設を定期的に利用し、他の児童と関わったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。また、保育士や教諭に子育てに関する疑問や悩みも相談できます。令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、令和8年度より全ての自治体で実施することとされています。

■確保策

今後、町内の保育施設等と協議・検討を行い、令和8年度からの実施に向け、体制の整備に努めます。

《第3期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人/日）	0	36	36	36	36
0歳児	0	12	12	12	12
1歳児	0	12	12	12	12
2歳児	0	12	12	12	12
提供量（人/日）	0	36	36	36	36
0歳児	0	12	12	12	12
1歳児	0	12	12	12	12
2歳児	0	12	12	12	12
実施機関	認定こども園				

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、町民全員が、子育てを地域全体で取り組んでいくべき課題として認識し、積極的に関わっていくことが重要です。

今後も増加が見込まれる子育て支援に関する多様なニーズにきめ細かく柔軟に対応していくためには、行政だけではなく、様々な分野の人たちの協力が必要です。

子育て家庭、認定こども園、幼稚園、学校、地域、企業、各種関係機関・団体等との連携・協働のもと、本計画を推進していきます。

2. 計画の進行管理

(1) 推進状況の評価・点検

本計画を実効性のあるものとして推進していくためには、施策の進捗状況の把握と、成果の検証が重要です。健康福祉課を主として、関係各課や「桑折町子ども・子育て会議」において計画の評価・点検を行い、改善が必要であれば随時見直し、以降の取り組みに活かしていきます。

(2) 計画の推進状況の公表

本計画の進捗状況については、毎年度、広報・町のホームページ等を活用して公表し、町民への周知を図ります。

資料編

1. 計画策定の経過

年月日	内 容
令和5年7月14日	○令和5年度 第1回桑折子ども・子育て会議 ・第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画の令和4年度実績状況及び令和5年度の取組について ・子ども・子育て支援サービスの令和4年度実績について
令和6年2月20日～ 2月29日	「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施 未就学児童の保護者424名、小学生の保護者496名を無作為抽出し、配布・回収（一部は郵送による配布・回収） ○回収状況：未就学児童352票、小学生451票 ○有効回収数：未就学児童351票（有効回収率：82.8%） 小学生 449票（有効回収率：90.5%）
令和6年3月28日	○令和5年度 第2回桑折町子ども・子育て会議 ・第3期桑折町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の速報について
令和6年11月25日	○令和6年度 第1回桑折町子ども・子育て会議推進委員会 ・第3期桑折町子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和6年11月28日	○令和6年度 第1回桑折町子ども・子育て会議 ・第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画の令和5年度実績状況及び令和6年度の取組について ・子ども・子育て支援サービスの令和5年度実績について ・第3期桑折町子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和7年3月5日	○令和6年度 第2回桑折町子ども・子育て会議推進委員会（書面開催） ・第3期桑折町子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年3月7日～ 3月17日	パブリックコメントの実施
令和7年3月10日	○令和6年度 第2回桑折町子ども・子育て会議 ・第3期桑折町子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年3月●日	○令和6年度 第3回桑折町子ども・子育て会議推進委員会 ・第3期桑折町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年3月●日	○令和6年度 第3回桑折町子ども・子育て会議 ・第3期桑折町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年3月●日	○政策会議 ・第3期桑折町子ども・子育て支援事業計画について

2. 桑折町子ども・子育て会議条例

平成 27 年 3 月 9 日
条例第 5 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、桑折町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の見直しに関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策について町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 12 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていない場合にあっては、町長が会議を招集する。

2 会議は、過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協力の要請)

第 7 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

3. 桑折町子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏 名	役職・所属名	備 考
1	岡田 和人	町PTA連絡協議会代表	
2	三村 怜大	醸芳幼稚園保護者代表	
3	大槻 睦子	子育てサロン代表	
4	市川 清子	桑折町社会福祉協議会代表	
5	菅野 重徳	町小中学校校長会長（R6.4.1～）	副会長
6	佐藤 吉則	町児童福祉施設代表	
7	堺 秋彦	学識経験者（桜の聖母短期大学 教授）	
8	手代木 由美	学識経験者（スクールソーシャルワーカー）	
9	亀岡 和美	民生委員児童委員	会長
10	鈴木 順子	主任児童委員	
11	石渡 晶	町内企業代表 フクシマフーズ株式会社	
12	芳賀 智絵	県北保健福祉事務所 主任保健技師	

◆事務局

健康福祉課	課 長	本多 輝久
	子育て支援係長	鈴木 裕子
	主任主査	刀根 奈美
教育文化課	課 長	八巻 靖之
	こども教育係長	菅野 健二
	主 事	安田 耕

第3期桑折町子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和7年3月

編集：桑折町 健康福祉課

発行者：桑折町

住所：〒969-1692

福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22-7

電話：024-582-1133